令和７年第１回定例会

（　第３日　）

令和７年３月７日

令和７年第１回平川市議会定例会会議録（第３号）

〇議事日程（第３号）令和７年３月７日（金）
　第１　一般質問

〇本日の会議に付した事件
　議事日程に同じ

〇出席議員（16名）

１番	水	木	悟	志
２番	葛	西	厚	平
３番	小	野		誠
４番	北	山	弘	光
５番	葛	西	勇	人
６番	山	谷	洋	朗
７番	中	畑	一二美	
８番	石	田	昭	弘
９番	石	田	隆	芳
10番	工	藤	秀	一
11番	福	士		稔
12番	佐	藤		保
13番	原	田		淳
14番	桑	田	公	憲
15番	齋	藤		剛
16番	齋	藤	律	子

〇欠席議員（０名）

〇地方自治法第121条による出席者

市長	長尾忠行
副市長	古川洋文
教育長	須々田孝聖
選挙管理委員会委員長	大川武憲
農業委員会会長	今井龍美
代表監査委員	鳴海和正
総務部長	對馬謙二
財政部長	對馬一俊
市民課長	長尾陽子
葛川支所長	水木新一
健康福祉部長	工藤伸吾

経済部長	田中　純
建設部長	中江貴之
教育委員会事務局長	一戸昭彦
平川診療所事務長	齋藤恒一
会計管理者	古川聡子
農業委員会事務局長	中畑高稔
選挙管理委員会事務局長	佐藤　崇
監査委員事務局長	小田桐功幸

○出席事務局職員

事務局長	今井匡己
総務議事係長	柴田真紀
主事	佐藤日向子

午前10時00分　開議

○議長（石田隆芳議員）　皆さん、おはようございます。

本日以降、市民生活部長の代わりに、水道の質問に関しては葛川支所長、それ以外の質問については市民課長が代理出席者となります。

これより、本日の会議を開きます。

日程第１、一般質問に入ります。

本日は、一般質問通告一覧表の第５席から第７席までを予定しております。

なお、第７席、葛西勇人議員より、一般質問に関する資料について事前配付の申出がありましたので、これを許可しております。

第５席、16番、齋藤律子議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（齋藤律子議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員）　齋藤律子議員の一般質問を許可します。

○16番（齋藤律子議員）　おはようございます。

一般質問２日目、５番目となります。16番、日本共産党の齋藤律子です。

それでは、通告に沿って一般質問を始めます。

まず最初の質問は、１　平川市デマンド交通「のらっさ」について、（１）2024年12月１日からの実績についてお尋ねをします。

昨年の12月１日より運行開始となった７人乗りの平川市デマンド交通「のらっさ」は、行く先々で見かけることが多くなり、市民の足として、徐々に浸透しつつあるものと感じています。特に大雪の今冬は、買物や通院するのがおっくうにならず、助かっているとの声も寄せられています。

しかし、一方で、まだ制度を知らない方たちもたくさんいます。実施から３か月たって、新たに見えてきた課題も把握しているのではないでしょうか。

そこで、12月１日から３か月間の実績と、利用者からどのような声があるのか。また、どのような課題を把握しているのかお知らせください。市長答弁をお願いいたします。

（２）観光客の利用についてお尋ねいたします。

昨年の３月議会においても質問をしていますが、公共交通「のらっさ」は観光分野でも大いに活用されるべきと期待しています。しかし、多くの観光客は「のらっさ」の存在を知りません。

そこで、観光客の利用に関して、市ではどのようなＰＲや周知を行おうとしているのか、その考えをお聞かせください。市長、答弁をお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員）　市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行）　平川市デマンド交通「のらっさ」についての御質問に対しましては、総務部長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員）　総務部長。

○総務部長（對馬謙二）　齋藤律子議員の御質問にお答えいたします。

平川市デマンド交通「のらっさ」の運行開始から３か月間の実績について、まずはお答えします。まず、延べ乗客数の推移についてですが、12月は1,489人、１月は1,714人、

２月は1,608人となっております。
次に、最も多く利用された停留所は平賀駅前となっており、駅周辺での用事のほか、電車による広域移動にも一定の役割を果たしていることが分かります。そのほか、スーパー２か所が次いで多く、新たに設置した医療機関や温泉施設での利用も目立っております。
利用者の声としましては、時刻表に縛られず自分の都合に合わせて予約できる、これまで乗り継ぎが必要だった場所に直行できて便利といった好意的な意見が寄せられておりました。
一方で、時間帯によってはコールセンターにつながりにくいとの声もあることから、対応策として、早めの予約やオンライン予約の利用について周知してまいりたいというふうに考えております。
次に、観光客の利用についての御質問にお答えいたします。
議員御指摘のとおり、「のらっさ」は、市民の移動手段としてだけでなく、観光分野においても活用の可能性があるものと考えております。
特に、当市の観光資源である猿賀公園や盛美園、各温泉施設の付近には停留所を増設させており、これまで以上に利用が見込まれることから、観光客にも認知されるよう、周知を図る必要があるものと考えております。
具体的な取組としましては、まず、観光施設や宿泊施設、温泉施設のほか、鉄道の駅に利用方法を記載した乗り方ガイドを備え付けるなど、来訪者への認知度の向上を図るほか、市の広報紙やホームページ、ＳＮＳを活用し、「のらっさ」の利便性を発信してまいりたいというふうに考えております。
○議長（石田隆芳議員）　齋藤律子議員。
○16番（齋藤律子議員）　まず、12月から始まった「のらっさ」がかなり盛況のようです。合併して20年近くになりますが、市民の足をどう守るか、この平川市内の中を自由に行き来する、そのことを私もいろいろ取り上げてきましたが、大変軌道に乗っているように感じています。
しかし、この停留所が自分の地域に２か所あるけれども、遠くてどちらもちょっと行けないという声も聞こえていますので、やはりこの停留所を増やしてもらうことを少しやっぱり綿密に調査をしてやっていってほしい。
それからコールセンターにつながらないとなりますが、なかなかお昼の時間とか朝の時間、なかなかつながらない声も聞こえていて、大分１時間以上待たなければいけないので、別な方法で帰ったという声もあります。
そういう細かいことですが、そういうところをやっぱり調査をして、どうしたらそれぞれ皆さんが困らないように、「のらっさ」に乗っていただくかをこれからもよろしくお願いしたいと思います。
それともう一つ、これから観光客の周知ですが、乗り方をですね、鉄道とか温泉施設とか、そういうところに掲示するということも言いました。またホームページやＳＮＳを通じてそれをＰＲするとも言いました。
これも有効ですが、やはり「のらっさ」の停留所がちょっと分かりにくい。豪雪の期間では、雪に埋もれてるところもたくさんありました。でも頭を出してるそれが「のら

っさ」の青い色。ああいうところがその看板にでもね、頭にあれば、何か雪の中からあそこだなと見分けられることもあると思いますので、もう少し看板などにも工夫して。そしてやっぱり桜の季節とかパンフレット、みんな出すわけです。紅葉まつりとか。それにも「のらっさ」の乗り方、電話番号など、そういうことをやっぱり掲示していただければと思います。

いずれこれはこれからも、どんどん進化していくものと思いますので、やはり皆さんに親しまれて、平川市に行けば「のらっさ」があると、こういうふうに認知ができるようにですね、頑張っていただきたいと思っています。

以上、「のらっさ」については、これで終わります。

それでは、２番目の質問に移ります。２番目の質問は、２　ＰＦＡＳと命の水の安全について、（１）ＰＦＡＳ検査の実施状況についてお尋ねをします。

発がん性物質など健康への影響が懸念されるＰＦＡＳが、全国の河川や地下水などから相次いで検出され、検出された地域の住民の不安が高まっています。ＰＦＡＳとは有機フッ素化合物の総称で１万種類以上の物質があるとされています。

撥水性、撥油性、耐熱性、耐水性に優れていて、熱や科学的安定性が非常に高く、分解しにくいのが特徴となっています。防水スプレーやレインコートなど、様々な生活用品に使用されているほか、界面活性剤、半導体用反射防止剤などに使用されています。

発がん性、人体や環境に対しての有害性が指摘をされており、世界的な環境問題として注目を集めています。青森県でも三沢基地周辺のため池から、国の基準を大きく超える濃度のＰＦＡＳが検出されています。

こうしたことから、市民の方々は自分たちが飲用している水道水がどうなっているものなのか、とても不安に感じています。

平川市の水道水は、平賀、尾上地域はほとんどが津軽広域水道企業団からと、碇ヶ関地域は久吉ダム水道企業団から給水され利用されています。

３月５日には、津軽広域水道企業団のマンガン基準値異常問題が発生したばかりですが、両企業団におけるＰＦＡＳの検査状況についてお知らせをください。市長、答弁をお願いいたします。

（２）簡易水道・小規模水道のＰＦＡＳ検査についてお尋ねをいたします。

平川市では、水道企業団から供給を受けている以外、市で管理している簡易水道と小規模水道があります。小国、葛川の簡易水道及び平六、大木平の小規模水道におけるＰＦＡＳの検査状況についてお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

〇議長（石田隆芳議員）　市長。

〇市長（長尾忠行）　ＰＦＡＳと命の水の安全についての御質問につきましては、建設部長より答弁させます。

〇議長（石田隆芳議員）　建設部長。

〇建設部長（中江貴之）　まず、有機フッ素化合物、ＰＦＡＳですが、議員が今おっしゃられたとおり、１万種類以上の物質があるとされています。耐熱や水や油をはじくなどの性質があり、消火剤、フライパンなどのコーティングや食品包装、衣類の防水加工などの身近な製品のほか、半導体や自動車の製造過程などで使われてきました。

ＰＦＡＳのうちＰＦＯＳ、ＰＦＯＡといった代表的物質については、動物実験で肝臓

機能や体重減少などの影響のほか、人体に対してもコレステロール値の上昇や発がん性への影響の可能性を示す報告が出されています。

現在のＰＦＡＳのうちＰＦＯＳとＰＦＯＡの国の暫定目標値として、合計で１リットル当たり50ナノグラムとしており、国からこの２つの物質について、水質検査の実施、濃度の把握に努めるよう通知されているところです。

両企業団のＰＦＯＳとＰＦＯＡの検査状況ですが、津軽広域水道企業団が令和２年度から、久吉ダム水道企業団が令和５年度から年１回実施しており、検査結果は両企業団とも定量下限値、つまり検査機器で測れる最低の数値未満となっております。

次に、簡易水道・小規模水道のＰＦＡＳ検査についてお答えします。

当市には、簡易水道が小国地区と葛川地区に、小規模水道が平六地区と大木平地区にありますが、いずれもＰＦＡＳ検査は行っておりません。

○議長（石田隆芳議員）　齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員）　まず津軽広域水道企業団では、ホームページにも掲載しています。そういうことでは市民の皆さんも、ちょっとマンガンの数値が上がったということでは、今ちょうど騒いでるときですが。

このＰＦＡＳ検査は、それはそれでクリアしているということですが、なぜ（２）の簡易水道、小規模水道、この検査をしないのか。

やっぱり自分のとこは安全だと思って水を飲んでいますが、今全国的にこういうふうに大きな問題となっているときに、心配するのは当たり前のことで、それをなぜ市はやらないのか。これは市で会計を持って管理している簡易水道、小規模水道です。そういうところでなぜしないのかお知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　建設部長。

○建設部長（中江貴之）　現在、ＰＦＡＳ検査の実施については、法的な義務はありません。今後、国では、定期的な水質検査の実施や基準値を超えた場合の改善策などを水道法で義務づける見通しでございます。

簡易水道及び小規模水道のうち水道法が適用される簡易水道については、義務化に合わせて実施することと考えております。

また、水道法が適用されない小規模水道の検査につきましても、簡易水道と同様に実施するよう関係部署で連携していきたいと考えております。

このことから現在は実施のほうをしておりませんでした。

○議長（石田隆芳議員）　齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員）　今の答弁ですと、法的な義務がないということで、それに小規模水道、簡易水道は水道法が適用されないということでやっていないということですね。だけども、環境省では水道法の省令を改正してこれやるということも、いろいろ報道されております。

しかし、こういう不安を持っている中で、やはり、それは独自にでもやるべきじゃないでしょうか。まず義務化になれば、それも併せてやるということですが、なぜそういうのでなくて住民の健康や安全を守るのが市の役割とすれば、それは当然独自でもやったほうがいいと思いますが、もう一度ここに対してお願いをします。

予算がどのくらいでできるのか。予算がないのか。こういうのも併せてお願いをしま

す。
○議長（石田隆芳議員）　建設部長。
○建設部長（中江貴之）　当然ではありますけれども、今現在、健康被害への影響の可能性ということで報告を受けております。法整備の前に、健康被害を及ぼすというような報告があれば、当然法整備の前でも実施する予定であります。
また、今回のこの質問については、市民からの不安の意見だと思いますので、今後の市の水質検査の在り方の参考とさせていただきたいと思います。
○議長（石田隆芳議員）　齋藤律子議員。
○16番（齋藤律子議員）　予算どのくらいかかるのでしょうか。そんなたくさん何百万円とかかからないと思っていますが､それをやっぱり措置してやるのが筋でないですか。その予算は何も出てきませんので、そこを、答弁漏れだと思います。もう一度お願いします。
○議長（石田隆芳議員）　建設部長。
○建設部長（中江貴之）　予算については、現在、令和７年度予算に盛られてはおりません。１か所当たり10万円以下で実施できるものと思っておりました。
○議長（石田隆芳議員）　齋藤律子議員。
○16番（齋藤律子議員）　１か所当たり10万円でできる。それが何か所あるのか分かりませんけれども、なぜこういう措置をしてね、市民の不安に応えることできないんでしょうか。
やっぱりこれ、やるべきですよ。義務化をまつとか、健康被害はまず私も科学的なあれは持っていませんが、新聞とかそういう報道を見ると、健康被害を起こすっていうことが、これ科学者の中では明らかになっているわけですね。
そうしたときに、健康被害が出てからでは遅いんです。やっぱりその水に対する地域住民の大切に思う意識とか、そういうことにもつながりますので、ぜひ１か所10万円だったらできるのじゃないでしょうか。
市長、どうしてこれ予算化されなかったのか、市長は10万円は高いと思いますか。それとも、これ出して補正を組んででもやるべきだと思いますか。お願いをします。
○議長（石田隆芳議員）　市長、答弁願います。
○市長（長尾忠行）　議員御承知だと思いますけれど、このＰＦＡＳというのは自然界にはないというふうなもので、最初に分かったのが三沢、アメリカ軍基地の周りの池でしたか、出てきたということであります。
現在、今、様々な形で国のほうも法整備等をしていますので、それに合わせながら当市でもしていきたい。
当市で今、検査っていいますか、基準にないのは、たしか東部地区のほうの簡易水道だというふうに思ってましたので、それらに関しましても今後推移を見守りながら対応していきたいと思います。
○議長（石田隆芳議員）　齋藤律子議員。
○16番（齋藤律子議員）　質問に答えていないと思うんです。今いろいろとていのいい答弁を頂きましたが、要するにはやらないということですから。やるつもりがない、気持ちがないということなようですので。

これは何ていうんでしょうか。永遠の化学物質と言われて、人体や環境に対してもダメージを与えているわけですよね。ですから今、健康被害がいろいろ言われなくても環境の汚染はどうなのか。例えばそういうものを分からないうちに埋められていたかもしれないし。ダイオキシンがそうでしたよね。自分たちは分からないけど、そこに埋められていたりして出たところもありますので。そういうことから環境の被害、これ地下水に染み込んで出てくるわけですから。そういうことからすれば、やっぱり今全国で、河川や地下水などでたくさん出ているわけです。16都道府県の111地点で、国のあった値を超えているという、こういう報道もあります。

そういうことでは、今これが大きな問題になっていますが。もう一つ環境に値するっていうのであれば、この企業がですね、さっき半導体のこと出ましたが、これに関連する事業所、平川市にもあります。そういうのはみんな調べれば出てくるんです。そういうので、43都道府県の200を超える自治体に所在していると。

こういうことがですね、環境問題にならないように、市民がやっぱり心配してるわけですから。こういうことも併せて環境汚染、そして飲み水、命の水。安全を確保するためにも、これほどいろいろやっていてもですね、全然やるつもりがない。

義務化されたらやるっていうことですので、その前に安心をさせるため、してもらうために独自予算を組んでもやっぱり検査をするべきだと思いますが。これ以上お話をしてもやるつもりがないので、そういう政治姿勢なのかなと思って、この問題はこれで。

とにかく諦めたわけではありません。ぜひやってください。とにかく予算には計上しなかったわけですので、ぜひこれ、いろいろなお金かかること分かります。

だけどこういうことをやっぱり自治体として、これが仕事ですからやってほしいなと思いますが、こういうことはないがしろにして、いろいろ大きいことはやっていくんでしょうけども、私はちょっとこれは政治姿勢としてはいかがなものかと思います。

ぜひ早めに皆さんでもう一回協議をして、検査をしてほしいということを申し添えて、次に移らせていただきます。

３番目の質問に移ります。３番目の質問は、３　会計年度任用職員と時間外労働について、（１）は会計年度任用職員の任用期間についてお尋ねをいたします。

平川市によりますと、平川市には正職員が315人、４月から翌年３月までの会計年度任用職員が令和６年度任用で、男性が39人、女性が98人いるということです。会計年度任用職員について、総務省作成の会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルによりますと、公募によらない再採用は原則３年までとされてきました。

多くの自治体が、任用３年目に公募による選考を行ってきました。これは３年目の壁と呼ばれて、本人に働く意思があっても、任用終了となる雇い止めの根拠となっていたものです。

この３年目の壁については、令和６年６月に総務省のマニュアルの改正により撤廃をされています。地方自治体の実情等に応じて、３年目以降も公募によらない再度の任用、雇用継続ができることが明確にされました。

しかし一方で、平川市では、会計年度任用職員の採用に当たっては、毎年公募による面接、作文などを行って、選考試験を行っていると聞いております。会計年度任用職員の任期は１年とされていることから、現在任用されて働いている方でも、来年度は働け

ないのではないか、雇用が確保されないのではないかという不安を抱えて仕事をしていると思えば心が痛みます。

雇用の安定化のためにも、総務省のマニュアルに沿った再度の任用を実施すべきと考えますが、市の見解、市長の見解をお聞きします。

（２）は正職員の時間外労働についてお尋ねをします。

職員が時間外労働に従事する際は、所属長の命令によるものとされていますが、時間外勤務の手当について、平川市では、時間外労働をしても予算がなければ支払われないと聞いています。

業務は原則として、勤務時間内に終わらせることが、これが最良ではあります。長時間労働を推奨するものではありませんが、正当な事由による時間外労働に対しては、正当に手当を支払う必要があり、サービス残業が横行することがあってはならないと考えています。

時間外勤務手当について、各課で時間外労働が行われた際に適切に支給できるよう、十分な予算が措置されているのかどうか。また、当初配分された予算額で不足が生じた場合にはどのように対応しているのか、お伺いをします。市長、答弁をお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（長尾忠行）　会計年度任用職員に係る質問につきましては、総務部長より答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員）　総務部長。

○総務部長（對馬謙二）　齋藤律子議員の御質問にお答えいたします。まず私から、会計年度任用職員と時間外労働についての御質問ということでお答えいたします。

会計年度任用職員につきましては、年度を越えない範囲内で任用される非常勤の職であり、その任期は４月１日から翌年３月31日までの期間に限られるものとなっております。

その採用に当たっては、能力実証に基づき、公募によらない再度の任用を行うことも可能ですが､当市では､地方公務員法に規定する平等取扱いや成績主義の原則を踏まえ、例年公募による選考を実施しております。

令和７年度の会計年度任用職員の採用に当たっては、議員御指摘のとおり令和６年６月に総務省マニュアルが改正されたことから、人員の確保が困難である一部の職種については、現在任用している職員の勤務実績などを考慮し、来年度も引き続き任用することとしておりますが、それ以外の職種につきましては、これまでの方針を踏まえて今後も公募による選考を継続し、より適格な人材を採用してまいりたいというふうに考えております。

次に、時間外勤務についての御質問ですが、時間外勤務に従事した職員にはその勤務時間に応じた時間外勤務手当が支給されます。時間外勤務手当の支給は、予算の範囲内で執行する必要があることから、予算が確保されていない場合には、所属長は職員に対し時間外勤務の命令をすることができないことになります。

時間外勤務手当の予算額につきましては、毎年度、総務課において各課の業務に係るヒアリングを実施した上で、その内容を精査し次年度の予算を計上しており、現時点で

は不足が生じることはないというふうに考えております。

市では、職員の心身の健康を維持するために、時間外勤務は極力削減する方針としておりますが、一方で、災害対応など突発的な業務が発生した場合には、補正や流用により適切に時間外勤務手当を措置しておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員）　齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員）　それでは、会計年度任用職員からいきます。

会計年度任用職員、女性が大変多いわけですね。これはまた官製ワーキングプア、こう言われて、正職員の代わりにこういう制度を使ってこういうふうに、常勤でない職員を増やしていったという実態があるわけです。

それで平川市も、これはマニュアルが改正されたけれども、今の部長の答弁ですとそのまま例年どおり公募でやると。そうすると、まず１年働いて面接や作文書くわけですね。そうしたら大抵１年とか、いれば２年いるかもしれませんが、それで終わりだと。その年度で終わりだと。基本的にはそうなりますね。

それで一部の職員については、引き続き雇用をしてもらっているということですが、この一部の職員はどういう職種で、そしてそれを最長何年ぐらい勤めていますか。大抵は１年限りの雇用ですよね、これ。今の答弁聞くと。

だけどもそうではなくなって、名古屋市の大量の、今その会計年度任用職員でニュースにもなったところですが、平川市ではじゃあ一部の職員はどのくらい、どういう職種でどのくらい長くいるのか。

あとは１年限りで終わりと、こういうことになるんですが。いても２年。で、３年目の壁で試験を受けて、はい雇い止め、これで終わりですとこうなるわけですね。じゃあ、そこについてお尋ねします。

○議長（石田隆芳議員）　総務部長。

○総務部長（對馬謙二）　まずですね、１年で終わりというふうな考え方なんですけども、平川市としましては毎年公募を行って、その方の、先ほども言いましたが、適性を確認しながら、１年で終わる方もたまにはありますけども、また継続して長く、最長で５年も６年も働いている方もいるわけです。

したがいまして、なぜ公募をやって試験をやるかというのは、やはりその方のですね、人事評価もしてるんですが、やはりその適性を見るというふうな部分が一番大きいところでありまして。現在来ている方に関しては、問題なく業務のほう執行しておりますので、１年限りでという考え方についてはなくてですね、毎年やはり試験をやって、適正な採用に当たっても、会計年度職員においても、対応してもらって業務してもらうということで考えておりますので、そこについては御理解をお願いしたいというふうに思います。

決して来年度の処遇については、当然会計年度職員ですので、担保はできませんけども。やはりまた試験やることによって、適正があればですね、再度任用してますので、そこについては御理解ください。

それから一部の職員というふうな部分につきましては、日直代行員、これは地域的な部分もあるんですけども、日直代行員を専門的に、毎週土曜日、日曜日、祝日に勤務す

る方。この方を引き続き、はっきり言いますと碇ヶ関公民館のほうなんですけども、なかなか代行してもらえる職員がいないもんですから、そこについては引き続き任用しております。

あとは技術指導員として、食ラボひらかわに配置している職員についても、ここについては試験を行わず、継続で適正に運用しているというふうなことでございます。

碇ヶ関公民館の方については継続して５年ということでございます。すみません、食ラボひらかわの方については、ちょっと今まだ資料のほう持ち合わせてませんでしたので、後ほど回答したいと思います。

ただいまの御質問に対しては答弁漏れないと思いましたがよろしくお願いいたします。

〇議長（石田隆芳議員）　齋藤律子議員。

〇16番（齋藤律子議員）　まず、こういう日曜日とか、そういう日直の代行、こういうことは分かります。しかし一応、なぜ適正を確認するためだと言ってますが、それは１年で、何ていうのかな、計り知れないものもあるし。やっぱりそこで成長するものもあります。

その中でスキルを磨いて、そして成長していく。そういう期間をですね、やっぱり１年ごとに試験をやって、これからもやっていくっていうことなんですよね。この試験っていうものは、面接と作文ですね。

それからやっぱり、それは決める側の主観も入ると思うんですよね。人間ですから。私みたいにずばずば言ったりする人は嫌がられて、はい今度終わりですと、こういうふうになるのが大ですから。そういうことではやっぱり安心して働けない。やっぱり気がついたことでも言えない。こういうことにもなっていくんですよ。

それで会計年度任用職員っていうのは、これまでいろんな制度が改正されて時間外なんかも払えるようになってるわけでしょ。そういうのに、総務省もやっぱりこの３年目の壁がちょっと不適切だということでこういうマニュアルを改正しているわけですから、なぜそれに沿ってやってみようとしないのかですね。ここが分からないんです。

やっぱり総務省自体がこういう改正を行ってるんですから、平川市でも変えていこうという、どうしてそういうふうにならないのか。これでは働いてる人が大変。来年私は採用されるだろうか。そういうことをすごく不安に思ってると思いますよ。

そういう声を集めたことも、全国的に労働団体が声を集めて、会計年度任用職員のそういうのをつくっているところもありますが、やはり雇用に不安を覚えるっていうことを解消しなきゃいい仕事できませんよ。

そのことについて、マニュアルをどうして実行していかないのかお知らせください。

〇議長（石田隆芳議員）　総務部長。

〇総務部長（對馬謙二）　まず最初に、先ほど答弁漏れがありました食ラボひらかわについては２年でございます。

それと今齋藤議員おっしゃられたように、なぜその３年というふうなところで、総務省のマニュアルにこだわらないかというふうなことでありますけども。やはりですね、職種によることはないんですが、毎年公募して、その方のですね、人事評価も所属長としております。

そして、その方が適正でない場合も、正直言いましてありますので、毎年私は公募し

てやるほうが適正があるというふうに思います。

したがいまして、適性がある方については引き続き採用してますので。そこのところについては、こだわる部分は３年でやってしまえば、あとはもう３年間必ず雇わなければならないということも逆にですね、問題があった場合でもそういうことも生じます。

ですから平川市とすれば、この勤務時間もあるんですけども、会計年度については職責までは問いませんので。ただ事務的には同じ仕事をしてもらっています。ただ職責という部分では職員とは違います。

したがいまして、そこも踏まえまして、さらには１年でその方のどうしても市民の方となじめない方とかですね、様々、それからその仕事に関してもですね、合わない方もいます。

それについては、やはりこちらのほうで面接を行って、作文試験は本当に適正見てるだけですけども、その方と面接して採用しているわけでございますので、決して１年で切ろうというふうな考えで公募をやっているわけではないので、そこについてはやはり御理解くださるよう、よろしくお願いしたいというふうに思います。

○議長（石田隆芳議員）　齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員）　まずこの人事評価も何も人間がするわけですよね。そういうことで試験で採用するということですから、このとき本当は見抜けなきゃいけないんですが。仕事をしてみたら、ちょっとやっぱりなじめないんじゃないかとか合わないんじゃないかとか、そういうこと判断していくわけでしょ。

そういうことなんですが、仕事の中身もあれですが安上がりの労働力ですよね。今、職員が減って大変だと言ってるのに、ここの部分だってそれぞれ皆違うわけですから。育てなければいけない部分もあるんでしょうけれども、これは本当に非常に難しくて、でも働くほうにとっては、もう来年はどうなるのか不安抱えていつも仕事してると思うんですよ。

そういうことで、１年のあれですから賃金だって相当安いわけです。市のほうにちょっと算定してもらいましたら、正職員の平均と会計年度任用職員、これはいろいろ個々にあるので難しいですが、１か月10万円ほどやっぱり違うわけですよね。その中で同じ仕事をしていくんですよ。

私はこれはね本当に、ここだけに頼ってどんどん個々を拡大していくわけですから、本当にこれは大変な、腰を据えて仕事ができないようにもなってると思います。

そういうことから、やっぱりちゃんとマニュアルを参考にしてですね、やってみるということも必要ではないですか。もうこれだったら本当に働いてもらっている方たちに気の毒です。こういうことで職場の中にも分断が生まれる。

本当に同じような仕事をしていて、一方では月20万円近くも、10万円って超えてます、10万円ちょっとです。そういうふうに賃金が違うということでは、やっぱりこのマニュアルどおりでなくて、総務省が示したマニュアルに沿わないで、これからもやっていくというそういう固い決意のようですが、本当にそこはちょっと改善してもらいたいなと思っています。

これ以上、また、この問題取り上げていくと思いますが、この場では解決しませんので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

４番目の質問に移ります。４番目の質問は、４　地方創生2.0平川市の未来を切り拓くまちづくり戦略Ｖｅｒ．１について、（１）財源についてお尋ねをします。

先月、２月７日の議案説明会において、平川市の「みらいの礎」を築くための新たな戦略、地方創生2.0平川市の未来を切り拓くまちづくり戦略Ｖｅｒ．１について、令和７年度から取り組んでいく方針であるとの説明がありました。予算も計上されました。石破首相が所信表明で、人口減少対策、東京一極集中の是正に向けて、地方創生2.0を打ち出し、これを令和の日本列島改造などと位置づけたものです。

地方創生の交付金を当初予算に前年度比1,000億円増の2,000億円計上し、補正予算でも1,000億円計上しています。

交付金は、自治体がつくる計画を政府が審査し、合格したものだけに交付される仕組みとなっているようです。中には使い勝手が悪いという声が上がっているということも新聞に書かれておりました。

この戦略は市の命運をかけた壮大な事業で、５年から10年くらいの中長期的な取組となるようです。これまで合併特例債を中心に大型公共事業を推進してきた平川市にとって、借金の返済など財政上の問題を背負っている現在、将来を含めて財源をどのように確保していく計画なのかお知らせください。市長答弁をお願いいたします。

（２）は、目指す事業効果についてお尋ねをいたします。

目指す事業効果についてですが、この戦略の目指す効果として、地域の活性化、自主財源の確保が挙げられています。さらに、地域の活性化には、「①移住定住促進、②観光誘客促進、③企業立地の誘導＋雇用の場の創出、④開発圧力の誘導、⑤アクセス利便性向上、⑥人・モノ移動の活性化、⑦新たな消費呼び込みと域内経済循環」の７項目が掲げられています。

このことについては、説明会の終わりに読み上げた程度の説明でありました。簡単な説明はありましたが、このイメージが湧かない部分が多々あるので、市の目指す事業効果について概要の説明をお願いしたいと思います。どういうことを目指すのか、市長答弁をお願いします。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（長尾忠行）　齋藤議員の御質問にお答えをいたします。

東京圏への過度な人口一極集中の是正や地方での人口減少対策のため、平成26年度に国と地方が一体となって取組を始めた、まち・ひと・しごと創生総合戦略がスタートし、令和６年度で10年の節目を迎えております。

国全体の人口減少が続く中、産業の活性化、出産・子育て支援、移住促進等の取組により、人口が増加した地域も見られているところであります。

当市においても、学校給食や保育料の無償化、子ども医療費や子育て世代への住宅支援などに取り組んできた結果、子育て世代の転入が増加に転じる社会動態の増加が見られるなど、一定の効果が得られたところであります。

しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所の推計に比べ緩やかではあるものの、若者世代の転出や出生数の減少等により人口減少が進んでいるのが現状であります。

令和６年12月、国は10年後を見据えた地方創生2.0を起動させ、都市も地方も楽しく安全・安心に暮らせる持続可能な社会をつくる、特に人口減少が続く地方を守り、若者・

女性にも選ばれる地方、高齢者も含めて安心して住み続けられる地方の構築などを目指し、地方創生に資する地域独自の取組を後押しするため、新しい地方経済・生活環境創生交付金、いわゆる新地方創生交付金を創設しております。

また、人口減少に加え、高齢化率が一層高まるとされている2040年問題も見据えますと、次の10年は、持続可能なまちづくりに向けて非常に重要な期間になるものと考えております。

目まぐるしく変化する社会情勢の中でも、平川市長期総合プランに掲げる将来像「あふれる笑顔　くらし輝く　平川市」の実現に向け、若者や女性が住みたい平川市、高齢者も含め誰もが安心して住み続けたいと思える平川市、そして稼げる平川市を目指すために、さらなる取組を強化していく必要があります。

来年度の尾上分庁舎改修工事で大型建設事業への投資がようやく落ち着く今、未来への投資を始めるタイミングと判断し、その一歩として、まちづくり戦略事業に取り組むことにしたものであります。

令和７年度の戦略事業は、「ひと」を育て、「しごと」を創出し、「みらいの礎」となる「まちづくり」に向けた庁内横断的連携が不可欠なプロジェクトであり、集中的かつスピード感を持って取り組むため、特命部署を設置する予定としております。

特命部署においては、各事業スキームの確立に向けて問題・課題を整理し、整備施設の形態や規模、事業主体、整備手法や運営手法、民間活力による事業化の可能性などの調査検討を進めるほか、新地方創生交付金をはじめとする活用可能な国の交付金や補助金等の財源調査も行ってまいります。

今後、各事業の調査・検討段階に併せて、それぞれの概算事業費の積算や整備する際の財源、整備後の税収効果や経済効果の推計も行い、リスクの洗い出しも行った上で、財政運営に及ぼす影響がプラス作用するかどうかなど総合的に勘案し、事業実施の判断をしていく必要があると考えております。

次に、目指す事業効果についてお答えをいたします。

議員説明会の資料に掲げた事業効果７項目は、まちづくり戦略事業それぞれで得られる事業効果や、相互に関連することで生み出されるであろう相乗効果を示したものであります。

戦略事業ごとの効果を申し上げますとまず、「食・農・観の拠点整備」と「平賀駅前通り賑わいづくり」では、地域の魅力を高め、交流人口の増加による観光誘客や移住・定住の促進、新たな雇用の創出が考えられます。

次に、「企業誘致」では、企業立地や産業の創出による新たな雇用の創出、移住・定住の促進、新たな税収の確保が期待されます。

最後に、「スマートインターチェンジ整備」では、アクセスの利便性向上による人の往来や物流・観光・誘客などの活性化が見込まれるほか、多くの相乗効果も考えられ地域活性化に大きく寄与するものと考えております。

また、戦略事業展開による民間の開発意欲の高まりや、人が人を呼び込み、企業が企業を呼び込むことにより、新たな流れが生まれ、まちが動きだす。このことによってサービス産業などの充実や、市内での消費促進による経済循環の活発化などが期待されます。

以上のように地域活性化に掲げる事業効果により外貨や税収の増加をもたらし、持続可能な平川市を目指すものであります。財源確保についての御質問は、総務部長より答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員）　齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員）　時間も残り少なくなりましたので、市長の答弁で結構です。それで、一応今のことで、私が思ったことを言わせていただきます。

2014年から市長は、このまち・ひと・しごと創生総合戦略。そういう人口減少や、東京一極集中、これを是正するために始めたこの制度。10年たってでもさらに人口減少が進んで、東京一極集中はさらに強まっています。地方からみんな若者が出ていって、特に女性出ていってます。

そういうことで、地方はどんどん疲弊していってるわけです。中には人口増えたところもありますね。だけども、私はこの同じ、いろいろこれからの平川市を「あふれる笑顔　くらし輝く　平川市」にするために、これを一応計画をしてやっていくということですが、この古いメニュー、これにしがみついても、私はその目的は達成できないと思っています。

そこにいかに独自性を持つか。そして、その産業である農業がやっぱり、発展していかないと駄目だというところに、重きを置かないと駄目なのかなと今聞いてました。

人口増加のために定住促進、今までうまくいっていましたか。それから誘致企業。来たってそりゃすごいあれだったら分かるんですが、働く人がいなければあれだし、賃金の問題もあるし、これ難しい問題です。

特命部署、みらい戦略室ですか。それを置いてやろうとするけれども、やはり今起債残高がたくさんあります。この借金を返していく。こういう中でこれも同時進行。本当に大変だなと思っています。

いろいろ、市では、子供の支援をたくさんやってます。でも、それは今ある子供たち、そういう支援です。ここでやっぱり根づいて子供を産み育ててくれる。そういうことがない限り、この平川市の発展もないものと思っています。

そういうことで、ここをやっぱりきちんとやっていかなければ大変。後でどういうような自治体になるか、一番最悪な自治体を創造するということにもなりかねません。

そういうことで、まず大体まだこれからの状態のようですので、今後、このことについては、市民の皆さんと一緒に議論を深めてまいりたいと思います。以上、私の質問はこれで終わります。

○議長（石田隆芳議員）　16番、齋藤律子議員の一般質問は終了しました。

午前11時15分まで休憩とします。

午前11時01分　休憩

午前11時15分　再開

○議長（石田隆芳議員）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

第６席、12番、佐藤　保議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（佐藤　保議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員）　佐藤　保議員の一般質問を許可します。

○12番（佐藤　保議員）　ただいま議長より一般質問の許可を頂きました、６席、議席番号12番、ひらかわ市民クラブ、佐藤　保でございます。

それでは、令和７年も２か月経過いたしました。昨年は能登半島地震からスタートしましたが、今年は日本各地で雪となり、しかも災害級の豪雪となっている地域もあります。我が平川市でも、今まで経験したことがない雪の状況で、基幹産業のりんご園、そして住宅被害まで起きております。あと数週間もすれば、道路脇に高く積まれた雪も、跡形もなく消えてしまいます。

金屋水稲生産組合の育苗作業は予定どおり３月24日開始で、播種は４月12日から、田植は５月15日からと決まったようであります。

先日まで、豊作を占い、願う儀式が各地で執り行われました。恒例の猿賀神社七日堂大祭では、「雪解けが早く、春先は順調だが、夏は風、秋は雨が懸念される。平年作以上を期待したい。」と自らも農業者である柳からみ奉仕者の方の、本音の言葉がありました。

市内各地区でも、地域だけの小さな伝統行事が行われ、金屋地区でも年初めの神社への年縄奉納、そして子供たちのカパカパの行事も先日行われました。平川市広報紙の表紙に取り上げていただき、地域でもあまり関心のなかった人も目にし、来年以降に大きく勢いがつきました。市長及び関係者に深く感謝申し上げます。

高齢者から孫世代と伝承するものがあれば、地域の活性化、コミュニティーの維持継続につながるものと確信したところであります。

それでは、通告どおり順次質問に入らせていただきます。

最初の質問は、１　市内外国籍者の支援について。

青森県内の外国人宿泊が昨年１月から11月までで40万人を超え、コロナ禍前の2019年１年間の過去最多と言われる35万5,000人を越えました。そして大型クルーズ船の青森港への寄港は、昨年の36回に対して今年は50回も予定されており、インバウンド新時代の幕が開けたという新聞記事がありました。観光で訪れる外国人が増える一方で、定住する人たちも着実に増え続けています。

１つ目であります。市内在住者の状況についてお尋ねします。

平川市にも多数の外国人が入ってきて、基幹産業の場で、介護の場で働く人たちが増えております。県内の在留外国人数については、昨年６月末時点のデータが県から公表されておりますが、当市における外国籍の在住者について、国籍別、男女別、在留資格別、年代別等の最新の状況についてお知らせください。

２つ目であります。定住者のフォロー体制についてお尋ねします。

外国から来られた方は何かあった際、言葉がよく通じないことから、１人では市への相談もできないと言われてます。

私の周りでも国際結婚した方や、市内の学校に通っている子供もいます。そのような方たちへの相談等に対して、市ではどのように対応しているか、また教育支援ではどのように行っているかお知らせください。

３つ目。行政上の課題と今後についてお尋ねします。

平川市に住む外国出身者が今後ますます増えていくものと思われますが、福祉や教育など市の抱える課題をどのように捉えているかお知らせください。以上よろしくお願いします。

○議長（石田隆芳議員）　市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行）　市内外国籍者の支援についての御質問につきましては、教育長及び担当部長より答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員）　市民課長。

○市民課長（長尾陽子）　私からは、当市の住民基本台帳における外国籍の在住者の人数等についてお答えさせていただきます。

令和７年２月28日現在、男性13人、女性95人の計108人となっておりまして、国籍はベトナム64人、カンボジア14人、アメリカ６人、中国５人、インドネシア４人、フィリピン３人、韓国３人、そのほか９人となってございます。

また、在留資格は特定技能49人、技能実習31人、永住者９人、日本人の配偶者等９人、定住者４人、教育２人、そのほか４人となってございます。

次に年代別ですが、10代２人、20代50人、30代33人、40代15人、50代４人、60代２人、70代２人となってございます。

○議長（石田隆芳議員）　総務部長。

○総務部長（對馬謙二）　私からは、まず、外国から来た方の相談に対する市の対応についてお答えいたします。

現在、日本語が分からない外国の方が窓口で相談や手続を行う場合には、就労先の事業所の方や日本語が話せる友人、御家族と一緒に来庁されることが多い状況です。そのため、その方々に通訳をしてもらうことで意思疎通が図られておりまして、現在のところは大きな問題は生じておりません。

しかしながら、日本語が不自由な外国の方が１人で来庁された場合には、分かる範囲となりますが、英語で対応したり翻訳アプリを活用するなどして、円滑なコミュニケーションが図れるよう努めております。

次に、行政上の課題と今後についての御質問にお答えいたします。

外国出身者が増加することによる行政上の課題につきましては、先ほど申し上げましたコミュニケーションに加え、広報紙の表記や公共施設の案内表記などが考えられます。このほか、地域の課題として、騒音やごみの分別など文化・風習の違いから生まれる問題などもあります。

これらの課題につきましては、公共施設への案内表記は英語や中国語などの多言語化に引き続き取り組むほか、外国出身の方が就労している事業所や御家族の方からの相談を受ける中で、どのような支援ができるか聞き取りを行い、外国出身の方に寄り添ってまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員）　教育長。

○教育長（須々田孝聖）　私からは、市内の学校に通う外国から転入学した児童生徒への教育支援についてお答えします。

市内の学校では、令和３年にアメリカ、令和４年にベトナムから児童生徒が転入学しました。また、令和７年４月には韓国から児童が転入する予定です。いずれの児童生徒

も来日後、本人、保護者と教育委員会が面談を行い、日本語指導が必要であると判断したため、事業を行っているＮＰＯ法人ひろだい多文化リソースルームに相談し、支援員を在籍校へ派遣しています。

日本語支援・指導の計画については、ひろだい多文化リソースルームと学校、教育委員会、時には保護者も交えて会議を行い、児童生徒の実態を踏まえて決定し、授業から取り出して日本語の基礎指導をしたり、学級に入って学校生活や学習言語の支援を行ったりしています。

○議長（石田隆芳議員）　佐藤　保議員。

○12番（佐藤　保議員）　平川市も着々と国際化の波の中に今進んでるということで準備も万端のようで、今お伺いいたしましたけども。そうですね、詳しく国別とかも教えていただきました。

私もね､英語はまともにできなくてその対応がちょっと困難なとこあるんですけども、市ではね、やはりしっかりとそういう多言語への対応もしてるように今受け取っております。

あとですね、本当に今、観光のインバウンドのお客さんに対しては、また別な機会に質問させていただきますけど、今回は定住だけの話になりますけども、確かごみ出しとか市のルールに合わせてもらうにもね、かなり一苦労するかと思いますね。

あとはもう一つお聞きしたいのは、大体今の内容でね、平川市の状況というのは確認させていただきましたけども、文化の違う人たちが今平川市に住んでおりましてね、その人たちの活用は、活用っていう表現はあまりよくないですね。しっかり定着して生活してる人たちにそういう言葉使うのはふさわしくないんですけど、せっかく異文化の方たちがおりますので、市でもね、いろいろと活用の場所があるんじゃないかと、そういうことも考えてまして。もう少しそういう人たちを呼んでいろいろお話聞くとか、その場もある程度必要なのかなと思います。

そうすれば我々も、国際的な広い視野を得ることができるのではないかと感じてまして、ぜひそういう場を設けていただければと思います。例えばですね、ある場所に呼んで、国柄とか、いろいろ生活の状況を聞くのもよろしいでしょうし、平川市をどう見ているのかと。そういうのを聞く価値はあるかと思いますので。そうすれば、次の平川市の国際化につながるんではないかと思いますので､ぜひ進めていただきたいと考えます。

１つ目の質問はここで終わりたいと思います。

次、２つ目の質問に入らせていただきます。高齢者を地域で支える体制整備についてお伺いします。

令和７年は、今まで言われてきた2025年問題の年であります。戦後の団塊の世代と言われた全員が後期高齢者になりました。私も団塊世代のアンカーで、最近自分の体が少しずつフレイル状態に移行してるの感じております。子供の頃から病気がちで、75年間もよく、空元気を出して生きてきたものだと自画自賛してるところであります。反面、静かに自分の老化を観察しようという心境にもなっております。

１つ目の質問をさせていただきます。総合相談の状況についてお伺いします。

市では、高齢者に関する相談を広く受ける総合相談支援事業を実施しております。令和７年度は、75歳になった団塊の世代から、これまで以上に相談が寄せられることが想

定されます。高齢者をこれからも地域で支えていくために、総合相談支援事業はより重要になってきます。

これまでも認知症等、様々な相談を受けているものと思われますが、総合相談支援事業における相談内容とそれぞれの件数についてお伺いします。また、65歳以上の高齢者の人口を５歳刻みでお知らせください。

２つ目。在宅介護の実数と内容についてお伺いします。

平川市第９期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画において、基本理念を「住み慣れた地域でお互いに支え合いながら自分らしく暮らせるまちづくり」と定めています。住み慣れたところで最期まで暮らすためにも、介護保険制度における在宅介護サービスは重要であると考えます。

そこで、在宅介護を受けている方が利用しているサービスや、利用者数などの在宅介護の状況についてお知らせください。

３つ目、市の考える高齢者の生きがいについてお伺いします。

平川市では、高齢者向けに様々な事業やイベントを実施しておりますが、高齢者の実態とかけ離れているように感じます。私自身、地元の高砂クラブに所属していて、同年配の人たちを市のイベントに誘うのですが、自分を年寄り扱いしないでくれとばかりに見向きもしてくれません。市でも高齢者の実態をよく把握した上で事業計画しないと、マンネリ化し、空回りしかねません。

市では高齢者の全ての人に共通する生きがいについて、どのようにお考えかお知らせください。以上、よろしくお願いします。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（長尾忠行）　佐藤　保議員御質問の、高齢者を地域で支える体制整備についての質問のうち、私からは、市の考える高齢者の生きがいについてお答えをいたします。

市ではこれまで高齢者の生きがいに関する調査を実施したことがないため、高齢者の生きがいについては把握しておりませんが、生きがいは個々によって異なるものであり、仕事や家族、友人との団らん、旅行、ペットの世話など、多種多様であると認識をしております。

このため、仕事に生きがいを感じている方にはシルバー人材センターを、趣味や健康、体力づくり、レクリエーション活動を楽しみたい方には通いの場や市民を対象としたサークル、クラブを、同じ年代の地域の方と集まりたい、地域活動を行いたい方には老人クラブ等の紹介を行うほか、これらの団体の運営支援等を実施しております。

議員御指摘のように、より多くの方に参加してもらうため、多種多様な生きがいに合わせた事業を展開するとなると、幾つもの事業を実施する必要があり、事業の実施には財源的にも限りがございます。

市としましては、第９期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の基本理念に基づき、高齢者がそれぞれ生きがいを持ち、住み慣れた地域で自立した生活を継続できるような支援を充実させることが重要であり、また、高齢者が社会参加や社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながると考えております。

このほかの御質問に関しましては、健康福祉部長より答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員）　健康福祉部長。

〇健康福祉部長（工藤伸吾）　私からは、初めに、総合相談支援事業の実数と内容及び65歳以上の高齢者の人口についてお答えいたします。

まず、直近の令和５年度分の総合相談支援事業の実数と内容について、件数が多い順にお答えいたします。疾病や障害を含む生活全般、心配事に関するものが702件、介護保険サービスに関するものが633件、認知症に関するものが207件、そのほかの相談が371件で、合計は1,913件となります。

次に、令和７年１月末時点における65歳以上の５歳ごとの高齢者の人口は、65歳から69歳までは2,234人、70歳から74歳までは2,501人、75歳から79歳までは2,194人、80歳から84歳までは1,511人、85歳から89歳までは1,146人、90歳から94歳までは618人、95歳から99歳までは185人、100歳以上の方は25人で、合計は１万414人となります。

次に、在宅介護の状況についてお答えします。

初めに、在宅介護を受けている人が利用しているサービスについてですが、主なサービスとしまして、ホームヘルパーが訪問し、食事や排せつなどの支援、調理や洗濯などを行う訪問介護サービス、それからデイサービスセンターに通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで行う通所介護サービス、それから日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与を行う福祉用具貸与サービスなどがあります。

次に、在宅介護サービスの利用者数についてですが、令和５年度における在宅介護サービス全体の利用者数は、延べ３万4,704人で、当市における介護保険サービス全利用者の約６割を占めております。

主なサービスの利用者数としまして、訪問介護サービスが延べ4,732人で前年度から１人の増、通所介護サービスが延べ4,624人で前年度から75人の減、福祉用具貸与サービスが延べ6,904人で前年度から94人の増となっております。

最後に、市が実施する高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で自立した生活を継続できるような事業についてお答えします。

地域で自立した生活を送るための支援としましては、介護予防教室のほか、生活機能が低下した方を対象に、通所型サービスＣ事業を実施しております。これは、現在は諦めているが改善したらまたやってみたい行為、例えば畑仕事や旅行、趣味の活動など具体的な目標を立て、その実現に向け、短期集中的なプログラムを実施するものです。事業への参加により、社会参加、地域での役割を持った自分らしい生活の再獲得の実現を目指します。

今年度の事業終了者の中には、ほかの参加者と一緒に地域の通いの場に参加したい、グラウンド・ゴルフを始めてみたいという方がいらっしゃったと聞いております。

また高齢化により、独り暮らし高齢者世帯など、住み慣れた地域で在宅生活を継続するために、日常的な支援を必要としている方が増加しております。このため、介護保険サービスなどの行政サービスのみならず、ＮＰＯやボランティア、シルバー人材センター、社会福祉法人等の多様な事業主体による支援体制を構築する必要があります。

この支援体制構築のため、生活支援コーディネーターの配置、多様な事業主体が参加する協議会の開催により、高齢者の買物、掃除などの家事支援を行うシルバー応援隊や通いの場の立ち上げなど、高齢者の多様な日常生活を支える仕組みづくり、生きがいや介護予防につながる社会参加の機会の確保に向けた取組を進める生活支援体制整備事業

を実施しております。
　今後も、高齢者が生きがいを持って、住み慣れた地域で自立した生活を継続できるような支援体制の整備及び支援の充実を図ってまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。
○議長（石田隆芳議員）　佐藤　保議員。
○12番（佐藤　保議員）　かなり詳しいところまでお知らせいただきまして、再質問はちょっとしなくてもいいくらいになりましたけど。
　申し上げるまでもなく平川市は基幹産業が農業ということでありまして、農業者は意外とこういう市のプログラムには乗らないんですよ。自分はまだ大丈夫と、ずっと畑仕事に出れて、自分のある程度一定収入もあるもんですから、なかなか彼らを同じ場へ立たせるの本当に難しいなと考えておりました。ですから、生きがいっての人それぞれで、こういうの質問するのもちょっと市長には申し訳ないと思いながらの発言でしたけど。大体市の考えがこういうことだということで了解いたしました。
　そしてかなり市の高齢者に対する介護の、とにかく自宅介護のほうのそういう延べ人数がもう想像以上に稼働してるということで、ちょっとすごいなと、そういう感じでおりました。
　私もですね、性格と同じくばか正直なものですから、体のほうもばか正直に高齢を迎えてまして、先ほどの発言になったわけでありますけども。いずれ高齢になりますとね、間違いなくほぼ全員の方が機能の低下が一段と進み、今までできているものができない生活に縮小するわけであります。
　そしてもう一つは、ちょっとあまりまだ考えたくないんでありますけども、そういう状況には間違いなく近いうちに陥るということで、伴侶の死により家事意欲の消失、生活の破綻、そういうことにもつながるということでありましてね。
　市でもこういう取組に対してしっかりと支援していただきたいと願いまして、この質問ちょっと急ぎますけど終わりたいと思います。
　次に、小・中学生のスマホ利用についてお尋ねしたいと思います。
　一昨日の水道水の問題は、防災無線で知らせがありましたが、間延びした機械音声で外へ出てもよく聞き取れませんでした。玄関へ出ても、私としては聞こえなかったと。何言ってるのか分からない、とうちに入ると家内がスマホを出してですね、これを見たまえとばかりに市からのＬＩＮＥを見せてくれ、一件落着した次第であります。
　私たちの生活にしっかりと定着し、現代社会のコミュニケーションを変えたＳＮＳは、大きなデメリットもありました。誹謗中傷で追い詰められ、命を絶つ事件が後を絶ちません。そして、初対面の人間が集合して起こした凶悪事件は、首謀者も外国にいて指示しておりました。先日は高校生が海外に連れていかれ、強制的にＳＮＳの詐欺行為に加担させられていました。ついに、未成年者のＳＮＳ禁止の法律をつくった国も出てまいりました。
　質問です。１つ目、小・中学生の所有率と学校での制限についてお尋ねします。
　小・中学生のスマホの所有率が増加し、ＳＮＳでのいじめやトラブルが問題視されました。平川市の小・中学生のスマホの所有率はどのようになっているか。また、学校への持込み等は許可しているのかお伺いします。

２つ目、ＳＮＳとネットの利用制限についてお尋ねします。

月に１回、ノーネットデーを設け、ネットやゲーム依存の未然防止の取組を行っている学校もあると聞きますが、そもそも小学校、中学校ではＳＮＳ利用を制限しているのかお伺いします。

３つ目、市の情報教育の現状についてお尋ねします。

大学入学共通テストの試験科目に、ついに「情報」が加わりました。小学校、中学校段階では、情報教育としてどのようなことを行っているのかお知らせください。以上、よろしくお願いします。

○議長（石田隆芳議員）　教育長。

○教育長（須々田孝聖）　小・中学生のスマホの所有率と学校での制限についての御質問にお答えします。

まず、小・中学生のスマホの所有率ですが、小学１年は６％、小学２年は３％、小学３年は５％、小学４年は12％、小学５年は22％、小学６年は27％となります。中学１年は55％、中学２年は66％、中学３年は78％となっております。中学生になると半数を超えます。

次に、スマホの学校での制限ですが、原則持込禁止となっております。児童生徒が下校時の迎えなどで保護者に連絡が必要な場合には、自分の学校内の公衆電話からかけさせることとしております。

続いて、ＳＮＳ利用制限についての御質問にお答えします。ＳＮＳの利用については、学校が決めるものではなく、家庭に任されています。また、ＳＮＳの中には年齢制限があり、例えば、ＬＩＮＥが12歳以上、そのほかティックトックやインスタグラムなどは13歳以上になっており、小学生が本来利用できないものもあります。

しかし、年齢制限があるにもかかわらず、市内小・中学校からは、数は少ないものの、ＬＩＮＥグループから外された、無断で自分の顔写真をＳＮＳに投稿された、見ず知らずの人とＳＮＳでつながっていたなどのトラブルも報告されています。

そのような問題が起きないように、平川市教育委員会では、インターネット等を利用する際に気をつけるべきポイントを示したインターネットトラブル事例集を作成し、授業で活用できるようにするほか、市のホームページに掲載して保護者も見られるようにし、注意喚起しています。

最後に、当市の小・中学校での情報教育の現状についてお答えします。

小・中学校とも、情報化社会に対応するため、児童生徒一人一人が、情報モラルを含む情報活用能力を身につけることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努めています。

具体的には、小学校低学年では、まず図書から必要な情報を集めたり、タブレットで写真撮影をしたり、絵を描いたりしています。中学年では、ワープロソフトでローマ字入力したり、インターネットで必要な情報を集めたり、Ｚｏｏｍなどのウェブ会議システムを利用してオンラインでやり取りしたりしています。高学年になると、プレゼンテーションソフトを使って発表資料を作ったり、ワープロソフトでイラストや写真も組み合わせた新聞を作ったり、プログラミングでロボットを動かしたりしています。

中学校では、小学校で身につけたスキルをより発展させて新聞や発表資料を作ったり、

技術科を中心に著作権や個人情報の保護、制御システムを学んだりしています。

それらに加え、成長段階に合わせて、道徳科や学級活動、警察や携帯電話会社の方を外部講師にした情報モラル教室等で、情報発信のモラルやマナー、トラブルに巻き込まれないようにする方法などを学んでいます。

○議長（石田隆芳議員）　佐藤　保議員。

○12番（佐藤　保議員）　教育委員会の取組は、もうしっかりと受け止めさせていただきました。かなり対応のほうも行き届いているかと。

しかしであります。子供たちは先生の数段先を行ってますので、いろいろ御注意願いたい。私もね、よく孫が来ればいろいろ見るんですが、もう小さい孫でもユーチューブ見てけらけら笑ったりしてるの見ますとですね、あら、これからどうなるのか、もう変わっちゃったな、私たちの子供の時と本当に変わってしまったと、そういう感じ方をしているわけであります。子供たちの先を読めとまで言いませんけども、付き合いをしっかりして、間違いのないように指導していただければと思います。

大体、私の想定したとおりで終わりましたので、以上ありがとうございました。次に参りたいと思います。

４つ目、今冬の除雪体制についてお伺いします。

今年の雪については既に何人もの議員が発言していて、各議員は、地元の皆さんの苦情の聞き役になっているのも知っております。

建設経済常任委員会で、市の除雪の体制やシステムを詳しく説明していただいて、その大変さも知っておるつもりでありました。

ここでは簡単に市の除雪の苦労話を話していただく感じで御回答願います。

１つ目、市内の降雪状況について。今冬の降雪は災害級ということで、各自治体は対応に大変な思いをしております。

我が平川市の降雪状況とそれに対する市の対応について、時系列でお知らせください。再確認させてください。

２つ目、クレーム数と内容について。今冬における除雪の地域別の苦情、要望件数とその内容について、また、地域による違いについてあればお知らせください。

３つ目、次年度計画に向けてということでは、今冬の災害級の豪雪を受け、平川市では次年度以降の対応について、どのようにお考えかお知らせください。

あと、まだ検討段階となりますが、来年度予算に盛り込んでいるのでありましょうか。そこら辺を簡単でよろしいのでお知らせいただきたいと思います。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（長尾忠行）　佐藤　保議員御質問の、今冬の除雪体制についてのうち、私からは、市内の降雪状況とそれに対する市の対応についてお答えをいたします。

市内の今冬の冬の降雪状況につきましては、12月にもかかわらず、警戒積雪深を超え、１月３日には平賀地域の観測地点で積雪深が112センチメートルとなりました。１月15日から17日にかけては３日間で74センチメートル、特に17日には１日で31センチメートルの降雪量を記録いたしました。

また、２月23日には最大積雪深が、平賀地域で138センチメートル、碇ヶ関地域で140センチメートル、温川地区で271センチメートルを記録しております。

このようなことから、当市では１月１日に豪雪警戒本部を、１月３日には豪雪対策本部を設置しております。

豪雪対策本部では、市道路線の除排雪や見通しの悪い交差点の排雪、松崎地区の雪置場を新たに開設するなど、大雪に見舞われた中にあっても、市民の生活に支障が出ないよう対応を指示したところであります。

このような中、１月７日には当市に災害救助法の適用が決定され、さらに２月25日には今年の冬２回目となる災害救助法が適用となっております。災害救助法の適用により、自らの資力では屋根雪等の除雪ができない方の住家について、市で除雪を実施したところです。

また、幹線農道除雪については、昨日の福士議員の一般質問でも答弁しましたが、例年、２月中旬から実施しているものを、１月20日から実施し、１月27日に完了しております。

その後、さらなる降雪があったことから、２回目の除雪を２月26日から行い、３月３日に完了しております。

市道除雪予算につきましては、当初予算として２億7,100万円を計上しておりましたが、１月10日には２億2,000万円を追加し、さらに２月13日には7,500万円を追加する補正予算を専決したところであります。

今年の冬はこれまでに経験したことのないような降雪に見舞われたところでありますが、市内除雪業者の献身的な除雪対応、また、市役所においても全庁を挙げて、市民生活を守るために万全を期して対応してきたところであります。

このほかの御質問につきましては、建設部長より答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員）　建設部長。

○建設部長（中江貴之）　私からは、まず、地域別クレームの件数とその内容についてお答えします。

まず、件数についてですが、２月末現在で平賀地域が280件、尾上地域が165件、碇ヶ関地域が29件、地域を特定できないものが64件の、合わせて538件となっております。

また、クレーム内容については、多かったものといたしまして、３地域とも自分の家の前の置き雪に関すること、道路幅員が狭くなったことによる拡幅除雪に関すること、堆積した雪の量が多くなったことによる排雪、除雪に関することと、同様の内容になっております。

次に、次年度計画に向けた今後の対応についてお答えします。今年の冬は豪雪対策本部設置前から、見通しの悪い交差点の排雪など順次対応してまいりましたが、地域によっては排雪が間に合わず、大変御迷惑をおかけしたところもあったと思います。

今後は、中南地域県民局と県道に関する道路の状況の確認、市民からの除雪に関する要望や苦情の伝達、市道との交差点部の除雪、排雪計画の情報共有などについて、これまで以上に密な連携が必要であると考えております。

次年度以降は、よりきめ細やかな除雪となるよう心がけてまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員）　佐藤　保議員。

○12番（佐藤　保議員）　確かに今おっしゃったとおり、538件もの対応、本当にありが

とうございました。
　そのほかにね、議員のほうにも、それぞれもう相当の数が来ておりまして、特に今お話３つにありましたそれらは、間違いなく議員でもきっと見ておるはずです。
　そしてあと、夕方っていうかね、深夜は降ってなくても朝方の降雪が多くて市民も困っていましたけども、やはりこれから適切な気象情報とかも取り入れて対応いただければと思います。除雪については本当にお疲れさまでございました。
　途中でちょっと時間12時になりまして、途中ではしょってしまったとこもありまして失礼いたしました。以上で私の質問終わりたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。
○議長（石田隆芳議員）　12番、佐藤　保議員の一般質問は終了しました。
　昼食等のため、午後１時10分まで休憩いたします。

午前12時04分　休憩
午後１時10分　再開

○議長（石田隆芳議員）　休憩前に引き続き、会議を開きます。
　第７席、５番、葛西勇人議員の一般質問を行います。
　質問席へ移動願います。
　（葛西勇人議員、質問席へ移動）
○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員の一般質問を許可します。
○５番（葛西勇人議員）　ただいま議長より一般質問の許可を頂きました、第７席、議席番号５番、市政公明の葛西勇人でございます。
　それでは通告に従いまして、一問一答方式にて質問をしてまいりたいと思います。
　なお、質疑においてお互いに確認をしながら進めてまいりたいと思いますので、両面６ページの資料を配付させていただきました。御参照いただきたいと思います。
　また、私のホームページにも資料をアップしておりますので、検索をして御参照いただきたいと思います。
　質問に入る前に、当市議会で実施した意見交換会の内容の主なポイントのみ報告をさせていただきます。
　平川市社会福祉協議会様からは、会費や寄附金などの減少や、人員不足により円滑な事業運営が厳しいことから、補助金における単独事業への適用拡大や、人件費の増額の要望がございました。また、訪問介護における院内介助についての要望もあり、早速担当課と対応について協議をしたところでございます。
　また、平川市西地区まちづくり委員会様からは、委員会組織、活動内容及びその成果と課題についてお話を伺った上で、今後の事業拡大のために、弘南鉄道館田駅を活用した地域づくりの活動拠点施設整備の必要性について強く要望を受けたところでございます。
　また、地域運営組織として順調に活動できている要因は、１つ目が、この委員会の構成員が時間をかけてでき上がっている点です。すなわち、この委員会のベースとなる平成９年に設立された西地区防犯懇談会ですが、その中に地域住民のみならず、小・中学

校の教頭先生や子ども会育成会会長、ＰＴＡ会長などが入れ替わり立ち替わり参画することで顔見知りとなり、そのメンバーが今の委員会の人員構成をなしているため、スムーズに協議が進められているということでございました。

２つ目が、事務局員を市職員が担っている点です。すなわち、定例会における議案整理及び内容説明をしたり、市の補助金などの活用に関する情報提供などを市職員が行うことで、委員は協議やアイデア出しに専念ができるということでございます。これは、今後の平川市における地域コミュニティーづくりの模範的事例として、大変勉強になりました。

それでは、私の一般質問に入らせていただきます。

１　町会運営について質問をいたします。

資料１を御覧ください。町会とは、第４次平川市地域福祉計画によれば、「町会は地域住民のふれあいの場をつくり、お互いに助けあって協力をしていくことで、快適で住みよいまちを作り上げていくために、一定の地域内に住む人々の最も身近な自治組織です。」と定義されており、平川市内の町会数は、令和５年４月１日現在で62町会、加入世帯数は8,979世帯なっております。

町会の現状と課題について、全国的には町会数や町会加入率が年々減少にあることが大きな課題となっておりますが、平川市もまた同様に温川地区と南田地区の２町会が解散し、町会加入世帯数も11年前の平成24年より556世帯減少し、その加入率も73.2％と9.6ポイント低下をしております。

また、町会会員の高齢化も大きな課題となっておりますが、平川市もまた同様に、令和２年の限界集落に関する一般質問において、長尾市長より、今の高齢化率が続くと仮定すれば10年後、すなわち令和12年には34の行政区が限界集落になるとの答弁がございました。限界集落とは、過疎化によって、その集落の人口の50％以上が65歳を超え、コミュニティー機能の維持が困難と認められる集落を指しており、平川市内の町会の半分以上がそれに該当することになるわけであります。

また、平川市の人口の年齢構成比率について、65歳以上の老齢人口が５年後の令和12年には36.8％に増加し、15歳～64歳の生産年齢人口が51.5％に減少することを考えますと、今後ますます町会運営が厳しくなることが想定されるわけであります。

このような町会の現状と差し迫った課題がある中で、平川市では町会運営を維持していくために、今後どのような対策を考えているのか、当市の見解を伺います。

○議長（石田隆芳議員）　市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行）　直近３年度の町会加入世帯数は、令和４年度が9,147世帯、令和５年度が8,979世帯、今年度が8,939世帯と年々減少しており、令和４年度末には２町会が解散しています。

このことを受け、市では昨年度、町会運営を継続するための支援策の検討を目的に、市内62町会を対象としたアンケート調査を実施しました。調査では、街灯管理部会など町会内にある各組織の有無、町会活動を行う上での課題とその解決策、町会の統合、再編についての考えを伺いました。

集計結果の一端を申し上げますと、町会活動を行う上での課題は、役員の成り手が不足しているという回答が80.7％と最も多く、次に、役員が高齢化している、会員が高齢

化しているという回答がともに66.7％でした。また、その課題を解決するために必要なことは何かという質問につきましては、地域住民の意識啓発という回答が50.9％、若い世代への参加の働きかけという回答が47.4％でした。

これらの結果を受け、市では今年度、地域住民や若い世代へ町会活動を周知するため、ホームページの掲載内容を見直したところであります。見直し後のホームページ記事では、町会の役割や主な活動内容だけでなく、自分たちの住む場所を今よりも住みよいまちにするための第一歩として、まずは町会に加入し、自分に合ったスタイルで町会に関わることを提案しております。

次に、町会への加入を検討、希望している方の利便性を向上させるため、町会加入取次依頼を電子申請できるようにいたしました。このほか、町会の負担を軽減するため、令和７年度から市が防犯灯を一括管理する予定としています。

議員作成資料のとおり、町会は地域住民のふれあいの場であり、互いに協力しながら快適で住みよいまちづくりを行う住民組織です。一方、高齢化が進むことは避けられず、ますます町会運営が厳しくなることもまた事実であります。今後も町会運営を維持していくために必要な対策を引き続き検討し、支援してまいりたいと思っております。

〇議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

〇５番（葛西勇人議員）　町会アンケートについてはですね、答弁のとおり、課題の第１位は、役員の成り手が不足していることでございました。これは資料２のほうに、私のほうで記載しております。

実は、弘前市でも昨年の７月から９月に同様な町会アンケートを実施しておりますが、１位は当市と同じでございました。

まず、役員の成り手が不足している原因について、市の考えをお知らせください。

〇議長（石田隆芳議員）　総務部長。

〇総務部長（對馬謙二）　まず、役員の成り手が不足している原因につきましては、やはり役員の負担が多いということが一番だと考えております。

〇議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

〇５番（葛西勇人議員）　私もこれについては同感でございまして、役員の負担が多いことが原因と考えますが、成り手がいないために同じ人がまた役員につくという繰り返しから、役員の高齢化がさらに進んでいくという負のサイクルが始まっていくものと考えております。

では、役員の負担が多い原因について、市の考えをお知らせください。

〇議長（石田隆芳議員）　総務部長。

〇総務部長（對馬謙二）　町会役員の負担が多い原因につきましては、やはり市からの依頼事項が多いことが一番の主な原因ではないかというふうに考えております。

依頼事項の中にはですね、各種委員の人選、それから集金業務も含まれていたりですね、留守の場合は何度も訪問しなければならないということなどが大きな負担となっているのではないかというふうに考えます。

〇議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

〇５番（葛西勇人議員）　私も同感でございますけれども、まず原因の１つ目は、集金活動です。私が複数の町会長に伺っても、必ず１番目に来るのがそれで、集金活動の回

数を少なくするために苦心している現状があるわけであります。

私の地元の南田中町会を例に取ると、２月に日本赤十字社会費募集、５月に緑の募金、７月に町会費の集金と社会福祉協議会会費募集、10月に赤い羽根募金と４回集金活動をしなければなりません。それに役員が高齢化していることも相まって、面倒くささが増すわけであります。さらに、山間地域や家と家との間隔が広い地域では、いわんやなわけでございます。

原因の２つ目は、市からの依頼事項が多い点です。私の地元の南田中町会を例に取ると、集会所や公園などの施設管理、自主防災組織運営や防災訓練などの防災活動、ごみ集積所管理や清掃活動などの環境美化活動、広報ひらかわなどの行政文書等の配達、民生委員などの委員の選任、補助金などの申請書等の作成、交渉などです。これらは活動のみならず、行政などの事務処理経験や専門知識も必要となってくるわけであります。

では、役員の負担を軽減するための方策について、市の考えをお知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　総務部長。

○総務部長（對馬謙二）　いろいろと議員のほうからも御指摘ありましたけども、やはり役員の負担軽減策につきましては、市から町会へ依頼している事項を減らすことが役員の負担軽減につながるのではないかというふうに考えておりまして、昨年度、市が町会へ依頼している業務を見直しできないかということで各課へ照会したところであります。

結果、業務をですね、外部委託することで町会の負担軽減が図られるものではあるというふうな部分もありますが、その中でですね、受託業者が見つからないことや業務委託に日数を要し、早急な対応ができないことが想定されます。市が直営で実施した場合、現在のサービスが維持できず、行政サービスが低下する場合も考えられることから、引き続き町会に協力いただきたいというふうに考えております。

市のほうとしても、軽減できるかどうかというふうな部分は、改めて検討するところは検討しますけれども、現在改めて町会にお願いしたいというふうな部分がやはり大きな部分でございます。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　私が考えますに、まず集金活動ですが、なるべく１回で済むことができるようにすべきだと私は考えます。

聞いたところによると、日本赤十字社会費募集と緑の募金は市からの要請で、社会福祉協議会会費募集と赤い羽根募金は社会福祉協議会からの要請と伺っております。これらを何とか町会費と同じ時期に集金できるよう、市と社会福祉協議会で調整をできないものでしょうか。

さらに踏み込めば、社会福祉協議会には市から補助金が出ている、すなわち税金が投入されているのに、なぜさらに会費を支払わなければならないのか疑問に感じるわけであります。令和５年度の同協会の事業報告書を見れば、一般会費の合計が約770万円であることからすれば、市の補助金をその分増額できないものかと考えるわけであります。

また、それ以外の寄附についても、サラリーマン世帯からすれば、会社でも支払っているのに町会でも支払うという二重取りのようなイメージがつくわけであります。なぜお金を払わなければならないのかについて、改めて考え直さなければならない時期に来

ているのではないかと私は考えております。

次に、市からの依頼事項ですが、行政の仕事は行政に戻すことを再検討することや、ＤＸの活用による事務処理を簡素化するなどの検討により、町会活動をよりスリム化することで、町会本来の地域コミュニティーの姿に戻していくことが必要ではないかと私は考えます。このことを市と町会にて再検討することをお願いしたいと思います。

次に、役員の成り手不足、役員や会員の高齢化などの次に高い課題が、地域住民の課題に対する関心が年々低下していることが挙げられています。これはまた弘前市の町会アンケートでも同じでありました。特定の会員しか運営、行事に関わらない原因について、市の考えをお知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　総務部長。

○総務部長（對馬謙二）　やはり考えてみますと、近隣住民との関係性が希薄化していること、それから会社勤めにより町会活動の時間が取れなくなっていること、少子化によりましてＰＴＡや子ども会等の活動が減少していることなどが原因ではないかというふうに考えられます。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　私は総務部長の答弁以外にもですね、役員会の高齢化にも関わってきますけれども、活動行事がマンネリ化していることが原因ではないかと考えています。

すなわち、役員や会員が高齢化することで活動行事がマンネリ化し、地域住民の活動に対する関心が低下し、役員の成り手がますます不足していくという負のスパイラルに陥るのだと私は考えております。

もう一つ私が気になる課題が、プライバシー保護により実態がつかみ切れない点でございます。プライバシーの保護により会員の実態がつかみ切れない現状について、市の考えをお知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　総務部長。

○総務部長（對馬謙二）　個人情報につきましては、町会であっても個人情報の保護に関する法律に沿った取扱いが必要となります。

一方、災害発生時には安否確認のため、町会員の家族構成など個人情報が必要となる場合があります。そのため市では、本人の同意を得た上で避難行動要支援者名簿を作成し、各自主防災組織、それから町会、消防団や民生委員・児童委員等へ提供しています。

町会会員の実態把握につきましては、各町会において苦慮されていることとは思いますが、日頃から近隣住民とコミュニケーションを図り、町会員の実態把握に努めていただきたいというふうに考えております。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　そもそも町会が存在する一番の意義は、今、総務部長が言ったとおり、コミュニティー力によって地域にどのような方が住んでいるのかを把握していることでありました。これが連帯意識による共助に生かせていたわけであります。

しかし、今では、転入してきた若い人たちが活動にも参加せず、家の前に表札もつけない状況となっており、だんだんとその意識が希薄化してきております。

また、市からも町会に転入者の情報提供もできない状況では、隣の人は何する人ぞ状

態になるのも致し方ないと考えます。この状態は、地域福祉活動や大規模災害時の対応に大きな影響を及ぼすとともに、自らの地域は自らで守るという崇高な郷土愛護の精神も薄れていくことを助長しているものと考えています。確かに法的な問題であることは重々承知をしておりますが、何らかの対処をしていく必要がある大きな課題であると私は考えております。

ところで、主に転入してきた市民の一部からは、町会費が高いとか、さらに町会費を払う必要があるのかなどの声があったことから、私から町会長宛てに電話をしたり、町会の会員の方にヒアリングなどをして、平川市の一般世帯の年会費の町会費を調査してまとめたところ、資料２のとおりとなりました。

平川市の町会費の１世帯当たりの平均は１万1,546円で、最少が1,800円、最大が６万円でした。町会費にばらつきがあることについて、市の考えをお知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　総務部長。

○総務部長（對馬謙二）　町会費の問題、非常に答弁しにくい問題なんですけども、やはり町会は、その地区に住んでいる方々による自主組織となります。町会によって規模や管理する施設等も異なってくるため、町会費のばらつきはやむを得ないというふうに市では考えております。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　確かに町会ごとに建物や水道ポンプなどの維持や活動にかかる費用が異なるため、町会費にばらつきが見られることは仕方がないことだと私も考えます。

ちなみに、弘前市の町会費の１世帯当たりの平均は7,964円で、最小がゼロ円、最大が３万6,000円と、平川市より平均で約3,500円安価な状況でした。もっとも、町会費が安いからといって町会加入率が高いかといえばそうではありませんでしたが、町会費の高いことも市民の町会離れの一因と思われます。これ以外の寄附なども含めて、私は再考する時期に来ていると考えています。

今まで見てきたように、町会運営の負のスパイラル、コミュニティー力の脆弱化などによる町会未加入者の増加が、今まで町会をつくり上げ維持してきた加入者との間に、分断を生み始めているのではないかと私は危惧をしているわけであります。事実、このことを顕在化しているのが、前々回の私の一般質問で取り上げた町会未加入者のごみ集積場所の利用問題であると考えています。

町会未加入者に対する加入者の不公平感が増してきている点について、市の考えをお知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　総務部長。

○総務部長（對馬謙二）　町会未加入者に対しまして、不公平だと感じている方がいることは私も認識しております。しかしながら、町会加入のメリットである地域の人との交流、それから災害発生時の助け合いや日頃の防犯など安全・安心な生活を送ることなどを周知し、不公平感のほうは解消してまいりたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　私は今言ったとおり、町会未加入者に対する加入者の不公平

感が増すことで分断の亀裂が大きくなり、近い将来、平川市内でも解散する町会が増えていくのではないかと危惧をしております。

そこで、町会が解散した場合の市民並びに市への影響についてお知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　総務部長。

○総務部長（對馬謙二）　町会が解散した場合の市民及び市への影響についてでございますけど、まず、市民への影響が想定される主な事項でございますが、１つ目は、広報ひらかわや回覧板の配布です。市では広報紙等の配布は町会にお願いしているため、町会解散により、市から届けられた広報紙等を仕分し各班長へ配布する公達員が不在となることも想定されます。その場合、広報紙等は配布されなくなり、市ホームページから閲覧いただくか、もしくは市内公共施設などから入手いただくことになります。

２つ目は、ごみの集積所の維持管理です。市では、町会に対しごみ集積ボックスの新設、更新、修繕に係る費用のほか、家庭ごみの出し方や資源物の分別活動に関する報奨金を補助しています。町会解散後は、引き続きごみ集積所を利用できますが、これまで町会が行ってきたごみの出し方指導や資源物の分別指導が行われなくなり、不適正排出の増加によりごみ集積所の保全が困難となるおそれがあります。これにより、市が直営でごみ集積所の管理を行うとした場合、現在の箇所数を維持することは困難となり、再編後、縮小される可能性が高まります。

３つ目は、集会施設の利用についてです。現在、町会が集会施設の指定管理者となり、維持管理を行うことで利用申請や利用料の支払いを免除していますが、町会解散後にその施設を利用する場合は、その都度市へ申請し利用料を支払うことになります。また、集会施設が老朽した場合、施設の統廃合、廃止も検討されます。

このほか、町会が解散した場合の市への影響につきましては、民生委員が推薦されず地域福祉が低下すること、自主防災組織の解散により災害時の避難支援が困難となること、よりよい地域活動のために行っている町会要望の機会がなくなることなど、これまで市が提供した行政サービスの水準が低下することが想定されます。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　確かに、答弁のとおりだと私も思います。

町会が解散することは、その存在のメリットである地域の防犯・防災、情報共有、環境美化、コミュニティー力など、今まで長い間培ってきた大事な大事な資源を失うことになり、私は断じてそうなってはならないと考えます。

また、高齢者が多い平川市において、地域福祉活動の要であるのが町会であること、さらに大規模災害時の災害関連死を防ぐには、地域コミュニティーの防災活動や地域住民の連携が大切であることが明らかになっていることを考えると、改めて町会の大切さを地域住民に意識啓発していくことが大事であると考えます。

そのためには、繰り返しになりますが、町会運営の見直し改革は急務であると私は考えます。町会の解散を防止する一つの解決策として、会員のパイを広げるべく、将来的に町会の統合・再編が必要であるとの声もよく聞きます。

しかしながら、平川市の町会アンケートでは、統合・再編が必要である8.8％に対して、統合・再編が必要だが歴史的要因、町会費や活動の違いから難しい43.9％、統合・再編は必要ない29.8％と、統合・再編が難しいという意見が73.7％と７割強を占めておりま

す。ちなみに弘前市の町会アンケートでも、統合・再編が必要であるは10％台と低い状況にありました。

町会の統合・再編について、市の見解を伺います。

〇議長（石田隆芳議員）　総務部長。

〇総務部長（對馬謙二）　ただいま議員からの御指摘のとおりですね、町会アンケートでは、統合・再編が必要であるとの回答が8.8％、統合・再編が必要だが歴史的要因、町会費や活動の違いから難しいという回答が43.9％となりまして、回答した町会の半数以上が統合・再編の必要性を感じているものの、歴史的要因等により難しいと考えていることも分かりました。

このため、市が強く町会の統合・再編を推し進めることはいたしませんが、町会から統合・再編について相談がある場合には、協力を惜しまず対応したいというふうに考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

〇議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

〇５番（葛西勇人議員）　私もまちづくり懇談会などに出席して、肌感覚ではありますけれども住民感情の問題もあり、統合・再編は難しいと感じております。強引に統合・再編するにしても、かなりの能力と時間を費やし、現実的ではないと考えます。

まとめると、町会運営の負のスパイラル、コミュニティー力の脆弱化、町会加入者と未加入者の分断、統合・再編も難しい状況の中で、このままいくと平川市でも消滅する町会が増えていくと言っても過言ではないと私は考えます。したがって、その対策は急務であると考えます。

次に、２　地域運営組織（ＲＭＯ）について質問をいたします。

資料５を御覧ください。地域運営組織とは、第２次平川市長期総合プラン後期基本計画によれば、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織のことと定義されており、様々な生活課題を解決することや、自治会や集落の支援や補完機能も期待されております。

地域運営組織が形成される過程において、特定非営利活動法人岩手地域づくり支援センター常務理事、若菜千穂博士の資料を参考に簡単に御説明いたします。

資料３を御覧ください。地域は大体500世帯以上の地区があり、そこに50～200世帯の自治会があり、さらにその自治会の中に10～30世帯の集落があることで構成されています。

これらの組織が少子高齢化などの影響を受けて､それぞれにおいて､右にあるとおり、負の傾向があらわれてきております。資料４を御覧ください。自治会集落の縮小の過程ですが、200世帯以下から30～100世帯、そこからさらに30世帯以下へといくにしたがって行事活動が少なくなり、困り事に対処するだけの、やらなければいけないことだけをやる組織になっていくわけであります。

資料１を御覧ください。平川市の町会加入における世帯数の内訳では、199世帯以下の町会が48町会と全町会数の７割強を占めており、まさにこの縮小過程をたどっていることは、町会アンケートを見ても分かるわけであります。

再度、資料５を御覧ください。この状況を打破すべく自治会、すなわち町会を維持し

ながら、その上の地区全体として活性化をしていくというのが自治運営組織になるわけであります。

この目的は、暮らしに必要な生活サービスが地域からなくなり始めている現状において、生活サービスの補完提供にあります。そしてその対象は、地元住民に関係人口プラスしたものとなっており、主な活動はお店の運営や送迎サービス、除雪サービスなどのコミュニティービジネスがメインとなるわけであります。

平川市では平川市長期総合プランに基づき、コミュニティー活動の支援策として地域運営組織のさらなる設立を目指すとともに、その運営に必要な支援を行うこととしております。

現在、平川市内には地域運営組織として、平成30年設立の一般社団法人西地区まちづくり委員会と令和元年設立の東部地区運営委員会の２つの委員会が活動しておりますが、その成果、課題、費用対効果などをお知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（長尾忠行）　地域運営組織とは、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を自主的かつ持続的に実践する組織のことであります。

当市においては、議員御指摘のとおり西地区まちづくり委員会と東部地区運営委員会の２団体が設立されており、それぞれの地域において、住民の暮らしやすさを向上させるための様々な地域活動を展開しております。

まず、地域運営組織の活動による成果としましては、第一に地域課題の解決が挙げられます。例えば、平川沿いに位置している西地区では、浸水想定区域に指定されているエリアが多いため、洪水災害を想定した合同自主防災訓練を主催し、地域防災力の向上を図っております。また、豪雪地帯である東部地区では、除排雪事業の運営を行い、共助による除排雪体制の構築を行っております。

これらは、これまで町会ごとに実施してきたものを地域運営組織が主導することで、各町会の負担軽減にもつながっているほか、住民相互の親睦や生活の質の向上など、多方面にわたる効果が生まれているものと考えております。

一方で、活動を継続していく中でいくつかの課題も見えてまいりました。まず、組織の運営を担う人材の確保と育成が重要な課題となっております。特に、若年層の参加が不足していることから、次世代の担い手をどのように確保し、育成していくかが求められております。

また、事務局体制の整備についても課題の一つであると捉えております。資料作成や補助金の申請事務など、現在は市職員がサポートをさせていただいておりますが、将来的には常設の事務局を設け、地域に愛着を持った人材を雇用することが理想であると考えております。

このような課題もありますが、地域運営組織は行政単独で実施する場合に比べ、より効率的かつ効果的に地域課題を解決できる側面を持っているものと考えております。このため市では、担当職員はもちろん、まちづくり支援職員を配置し、運営全般に係るサポートを行っているほか、地域運営組織活動事業補助金により、運営に要する経費への支援を行っております。

議員御質問の費用対効果の観点から見ると、地域住民自らが主体的に活動することで、町会負担の軽減と地域コミュニティーの活性化が同時に達成されるという大きなメリットがあるものと考えております。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　それでは再質問をさせていただきます。

今答弁がございました課題について、その原因と今後の対策について市の見解を伺います。

○議長（石田隆芳議員）　総務部長。

○総務部長（對馬謙二）　まず、人材の確保と育成が課題となっている要因としましては、地域運営組織は主に地元住民の自主的な参画によって成り立っておりますが、若年層の参加率が不足していることがやはり挙げられます。

また、事務局体制の整備が課題となっている要因としましては、地域運営組織の活動は多岐にわたり、事業の企画や地域住民との調整、行政との連携など、無報酬で行うには大きな負担となることがやはり挙げられます。

これらの課題に対応するため、これまでどおり、まちづくり支援職員や地域運営組織活動支援補助金による人的・金銭的サポートを引き続き行うほか、地域運営組織への地域おこし協力隊や集落支援員の導入を検討しております。

地域おこし協力隊は、地域外の視点を持つ新たな担い手として、地域住民との協働の機会を増やすことで住民の参加意欲を高めることが可能となるほか、将来的に地域に根づき、地域の新たなリーダーとなることも期待されます。

また、地域運営組織の事務局として、地域の実情に詳しい身近な人材を集落支援員として登用することで、国の財政措置を活用しながら相応の報酬を支払うことも可能となるほか、組織の安定化につながるものと考えております。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　分かりました。

ところで冒頭でも述べましたけれども、先般、平川市西地区まちづくり委員会様と意見交換をさせていただき、委員の方々からは、地域の人は地域の人が守っていかなければならないとの強い信念のもと、地域を活性化していこうとする強い熱意と意欲を感じさせていただきました。

それとともに、この委員会が順調に進んでいる要因として、答弁にもありましたとおり、事務局員を市職員が担っていることも大きいと感じております。

そこで、市職員が支援していることについて、よい点、悪い点をお知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　総務部長。

○総務部長（對馬謙二）　市職員が地域運営組織の支援に関与することについては、いくつかの利点があるものと考えております。

まず、行政と同様、ＰＤＣＡサイクルを基本としまして、事業計画の進捗を管理することとなるため、組織の活動成果や今後の課題を的確に把握することができます。また、職員にとっても、地域住民と直接接する機会が増えることで、住民ニーズや意見を深く理解できるとともに、このような現場での経験は職員自身の資質向上にもつながっているものと考えております。

一方で、職員の関与が強すぎますと、地域住民が職員に過度に依存し、住民主体の活動が損なわれ、行政主導になりかねません。このため、支援職員は地域の自主・自立性を尊重し、住民が主体的に課題解決に取り組む環境を整え、サポート役に徹するよう心がけております。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　委員会のメンバーの方からは事務局は市職員がよい。活動に関する市の補助金予算とかに関しては一般の市民では難しい。お金の使い道についても、どこまで使えるかも分からないし、事務局員の確保も難しいとのお話がありました。

答弁にもありましたとおり、行政主導にならないよう配慮は必要ですが、これからの地域運営組織の設立及び活動に市の職員の存在は欠かせないものだと私は再認識しております。

また、平川市西地区まちづくり委員会様との意見交換会では、組織体制として６町会長は、委員会とは別の幹事会に入っており、そこに委員会から活動内容を報告するだけとのことでございましたけれども、地域運営組織の活動について、参加する町会に対してどのような影響が出ているのかお知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　総務部長。

○総務部長（對馬謙二）　西地区まちづくり委員会、東部地区運営委員会ともに、活動区域内の町会と密接に連携し、活動の方向性や事業計画、実績について、定期的に報告や相談を行っております。その結果、各町会にも組織の取組が理解されておりまして、活動に対して積極的に関わってもらっているものと考えております。

また､町会単独では対応が難しい課題にも､組織の規模を生かして取り組んでいます。例えば、西地区まちづくり委員会の構成員が行っている取組としまして、公達員となり行っている広報物の仕分配布、それから特殊工具を使ったカーブミラーの磨き上げ、点検、市への報告。先ほども市長の方からもありましたけども６町会の合同自主防災訓練の参加など、町会だけでは負担が大きくなる業務に対しまして、地域運営組織構成員が取り組むことで、町会の負担軽減にも寄与しております。

さらに、事業の実施を通じて、町会の垣根を越えた新たな交流も生まれております。これまで関わる機会が少なかった住民同士がつながることで、地域内のコミュニケーションが活性化し、互いに協力し合える関係づくりが進んでいるものというふうに考えております。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　町会にもよい影響が出ているということで、安心いたしました。平川市西地区まちづくり委員会様及び東部地区運営委員会様には、今後の平川市における地域コミュニティーづくりの模範的事例として大いに期待をしております。

最後に、今回の質問をするに当たり私は東京都武蔵野市、行政視察をいたしました埼玉県朝霞市、吉川市及び県内の弘前市、黒石市の事例を調査研究いたしましたが、地域運営組織について市で参考としにしている自治体などがございましたらお知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　総務部長。

○総務部長（對馬謙二）　市では、地域運営組織の設立検証を開始するに当たり、先進

自治体の取組を学ぶために、平成26年度に私と退職された職員２名と今の政策推進課長の４名で三重県名張市を視察しまして、同市の地域づくり協議会の仕組みや運営手法を参考にしてまいりました。

名張市では、平成21年度に小学校区単位で地域づくり協議会を設置しておりまして、地域ごとの課題解決に取り組んでおります。

特に注目した点につきましては、各協議会の運営資金として地域一括交付金を交付しまして、各地域が自主的に計画を立て、事業を実施する仕組みが整えられていたところです。

名張市の事例は、地域の主体性を尊重しつつ、行政との協働により持続可能な運営を実現している点で、大いに参考となったものであります。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　分かりました。

次に、３　地域コミュニティーの今後について質問いたします。

平川市長期総合プラン後期基本計画にもあるとおり、住民生活において身近で重要な地域コミュニティーは町会であることや、自らの地域は自らで維持してもらいたいとの考えについては私も同感ですが、この町会制度が町会運営の負のスパイラル、コミュニティー力の脆弱化、町会加入者と未加入者の分断、統合・再編の難しい状況で、このままでいくと消滅する町会が増えていく可能性が高い現状において、平川市でも早急に地域コミュニティーの在り方を検討し、新たな組織体制、支援制度の構築、あるいは活動の見直しが求められていると考えますが、当市の見解を伺います。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（長尾忠行）　議員御指摘のとおり、近年、少子高齢化や過疎化の進行に伴い、地域コミュニティーの中心的役割を担う町会の活動が徐々に難しくなってきているとの声があることは私も認識をしております。

この状況を踏まえ、市としましては議員と同様、新たな組織体制や支援体制の構築が必要であるものと考えております。

具体的には、先ほどお答えいたしました地域運営組織の設立、運営を推進することで、町会が対応しきれない地域課題の解決を担う体制を整え、町会の負担軽減と地域全体の活性化を図ることが可能になります。

市では引き続き、人材面や資金面など多角的に連携、支援をするとともに、担当者の継続性や縦割りを排除した総合的な対応など、持続可能な取組体制の構築に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　それでは再質問をさせていただきます。

まず、過去の答弁では、現在ある地域運営組織のやり方を碇ヶ関地域でも実施する予定と伺っておりますが、いつまでにどのように実施するのかお知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　総務部長。

○総務部長（對馬謙二）　地域運営組織は、地域で暮らす住民が主体となって形成されるものであります。したがって、市としましては、碇ヶ関地域の住民自らが地域を見直す機会をつくり出す必要があるものと考えております。

具体的には、これまで関係者へのヒアリングを通じて、設立に当たってのキーマンとなる複数の人物の洗い出しを行ったほか、人口の状況や見通し、買い物や交通といった生活サービスの現状を整理しました。また、今年度は住民アンケートを実施し、集計・分析を行ったところであり、今後、これらの情報を用いた勉強会の開催を計画しております。

具体的な設立時期については、地域住民との協議や合意形成の進捗状況により異なりますが、碇ヶ関地域の特性やニーズに応じた組織体制を構築するため、地域住民や関係団体との綿密な連携・協議を重ね、可能な限り早期の設立を目指したいと考えております。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　昨日の葛西厚平議員の高齢化率の質問に対して、健康福祉部長より碇ヶ関地域が51.6％であるとの衝撃的な答弁がございました。

すなわち、限界集落となった碇ヶ関地域に対する早急な対応を重ねてお願いしたいと思います。

あわせて、地域運営組織を西地区、東部地区、碇ヶ関地域の３地区以外にも拡大する考えがあるのかお知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　総務部長。

○総務部長（對馬謙二）　地域運営組織の設立・拡大につきましては、地域全体の活性化と持続可能な地域づくりの重要な手段であると市のほうでは捉えております。しかしながら、組織の設立自体が目的化し、地域課題に対する理解が不明確なまま進められると、形骸化した組織が生まれる懸念がございます。

そのため、他の地区への拡大に当たっては、地域住民の機運醸成を待ち、地域の実情やニーズを十分に把握した上で、丁寧なコミュニケーションを重ね、地域課題や地域経営の方針について合意形成を図ることが重要であるというふうに考えております。

市としましては、地域の状況や住民の意向を尊重しながら、地域運営組織の設立・拡大を検討してまいります。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　分かりました。

ちなみに資料６にもあるとおり、若菜千穂博士は地域運営組織形成の場合、今まで活用してきた事業などの改善を主とするＰＤＣＡサイクルではなく、リアルタイムに対応して行動するためのＯＯＤＡプロセスを推奨しております。

ＯＯＤＡとはオブザーバー、観察する。オリエント、理解する。ディサイド、決める。アクト、動くの頭文字を取ったもので、変化の激しい状況において、迅速な意思決定や行動を行うことを目的としているフレームワークであり、この手法が地域運営組織形成にマッチしていると考えております。

これは平川市の他の事業においても活用できるプロセスですので、ぜひ参考にしていただきたいと思います。

次に、私は将来的に小学校区ごとに地域運営組織を設立し、そこに市職員や集落支援員などを配置する体制にしてはどうかと考えますが、その場合の課題などをお知らせください。

○議長（石田隆芳議員）　総務部長。

○総務部長（對馬謙二）　議員御指摘のとおりですね、小学校区ごとに地域運営組織を設立し、市職員や集落支援員を配置する体制は、地域ごとの課題にきめ細かく対応し、地域住民の主体的な活動を促進する上で有効な手段であると考えております。

しかし、その実現には、先ほど申し上げた地域側の人材の確保と育成、事務局体制の整備のほか、行政側の支援体制、特に担当職員の意識醸成や町会組織との関係性も課題の一つであるというふうに考えております。

実際のところ、様々な事情により地域活動に参加した経験が少ない職員もいるのが事実でありまして、地域と関わることの重要性を理解し、行政側の支援体制を整えるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

また、既存の町会組織につきましても、既に一定のコミュニティー機能を果たしていることから、町会との調整を丁寧に行いながら、地域運営組織が補完的な役割を果たせるように慎重に設計してまいりたいというふうに考えております。

以上のような課題を踏まえつつ、地域の実情に応じた適切な運営体制を模索しながら、持続可能な地域づくりを進めてまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　分かりました。課題があることと進め方は慎重にしていかなければならないということについてはよく分かりました。

資料５をもう一度御覧いただければと思います。私が考える地域コミュニティーの将来像についてですが、私は今の町会を維持しつつ、町会の役割であった企画や事務処理の部分を地域運営組織に移譲することで、町会の負担を軽くしてはどうかと考えています。この点は、市のほうと恐らく意識は合っていると思います。

そして、組織としては分かりやすい、例えて言えば、平川市社会福祉協議会の地域版のような法人を設立していけばよいのではないかと考えています。そして、その組織が成功するキーワードとして、次の５つがあると私は考えています。

１つ目は、先ほど総務部長がおっしゃってましたけども、地域リーダー人材の育成です。これがとにかく一番大事です。ユース議会も同様ですがとにかく地域を知ること、そしてマーケティングなどの研修環境を充実させることが必要であると考えます。

２つ目、企画・営業力のある人材の配置です。町会運営の負のスパイラルの中で、活動行事がマンネリ化しているとの箇所がありましたが、企画・営業力をもってここからスパイラルを断ち切らなければならないのではないかと私は考えます。

３つ目は、事務処理能力のある人材の配置です。先ほども述べましたが、とにかく行政や会計などの事務処理能力のある方が必要と考えます。もし、人材確保が難しければ、最悪は市の職員が兼業できることも検討すべきであると私は考えます。

４つ目は、多様な主体の参加です。企業、市民活動団体、学識経験者、学者、学生なども参画すれば、様々な意見が出て活性化できると考えます。

そして５番目。ここが私は一番大事だと思ってますけども、活動に見合った報酬の提供です。持続可能な組織とするのであれば、ボランティアでは駄目で、報酬は絶対に必要であると私は考えております。

以上のことを踏まえて、最後に、当市の地域コミュニティーについてどのような将来

像を描いているのか、市の見解を求めます。

○議長（石田隆芳議員）　市長。

○市長（長尾忠行）　当市における地域コミュニティーの将来像としては、地域住民が主体となり、行政と連携しながら持続可能な形で地域を支える仕組みを確立すること。このことが理想的であると考えております。

そのためには、町会などの既存の地縁組織と地域運営組織が相互に補完し合いながら、多様な地域課題に対応できる体制の構築が必要であります。

市としましては、町会や地域運営組織を地域づくりのパートナーとして位置づけ、引き続き総合的なバックアップを行うとともに、新たな地域運営組織の設立に当たっては、地域住民の十分な合意形成を図り、行政主導ではなく地域住民が主体となり、地域の課題に応じた柔軟な運営が可能な体制を構築するよう努めてまいります。

今後とも地域ごとの状況に応じた適切な支援を行いながら、住民が誇りを持って暮らせる地域社会の形成に向けた取組を進めてまいりますので、議員にも御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員）　葛西勇人議員。

○５番（葛西勇人議員）　市の将来像は分かりました。私も同感でございます。先ほど総務部長のほうからお話がありましたけれども、この地域運営組織をつくっていく、活動していく上では、人材の育成とかとても大事になる、時間をかけていかなければならないという答弁でございました。私も同感ではございますけれども、先ほど私のほうで資料でも示していますけれども、令和12年、あと５年後にはですね、平川市も半分以上の町会が限界集落を迎えるわけであります。

そして、特に碇ヶ関地域はもう限界集落となっているわけであります。悠長に構えているわけにはいかないと私は思って今回質問をさせていただいております。これはですね、市の方に何とかしてくれとかっていうわけではなくて、私たちも同じくそういう意味では考えて、よりよい方策を考えていかなければならないと思っておりますけれども、とにかくスピードを上げていかなければならないことは確かでございます。

箱を先につくってしまうと形骸化してしまう。それはごもっともなことでございますけれども、今ある人材の中でどううまく回していくか。そしてその中で、どう人を育てていくかというところが大事であって、公平・公正ということではなくて少し差を設けて、差異を設けてでもですね、そういう人をですね、要は使っていかなければならないのではないかというふうに私は考えております。

ちょうどいいことに、総務部長は今回で何か辞めるというか変わられるということで、ぜひとも地域運営組織のトップとなって進んでいっていただきたいというふうに私は考えています。

平川市はですね、よく市民の方が言うんですけども、市の職員を辞めると全く地域に出てこないというふうによく言われています。気持ちは分からないわけではありませんけれども、ぜひともですね、市の職員のそういう意味では退任された方も含めてですね、ぜひとも運営組織のですね、そういう意味では事務処理のほうですね、ぜひとも担っていただければなということをちょっと私からお願いをしたいと思っております。

今お話しさせてもらいましたけども、当市の地域コミュニティーは、今まさに大きな

変革の岐路に立っていると思います。町会も含めてです。とにかく今まであまり言ってはいけなかったことはオープンにしてですね、みんなで議論して、そしてよりよい方向に持っていかなければならないというふうに私は思います。

今まで私が述べたことも完璧かといえばそうであるとは思いませんけれども、後退を恐れずに、皆さんと議論して勉強を重ねながら、平川市にとってよりよい地域コミュニティーづくりを進めてまいりたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（石田隆芳議員）　５番、葛西勇人議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、10日、午前10時開議とします。

本日は、これをもって散会します。

午後２時09分　散会

資料１

令和７年３月定例会　一般質問資料　葛西勇人作成

１　町会運営について（１）

- 町会は、地域住民のふれあいの場をつくり、お互いに助け合って協力をしていくことで、快適で住みよいまちを作り上げていくために、一定の地域内に住む人々の最も身近な自治組織です。
- 町会数は<u>62町会</u>（2町会は解散）で、町会加入世帯数は<u>8，979世帯</u>と、11年前より556世帯減少しています。（令和5年4月1日現在）
- 町会加入世帯数の内訳では、<u>30～199世帯の町会が42町会</u>となっており、全町会数の7割弱となっています。（令和6年4月1日現在）
- 令和5年4月1日現在の<u>町会加入率（参考（※1））は73．2%</u>と、11年前より9．6ポイント低下しております。（※1）母数が住民基本台帳の世帯数のため
- <u>限界集落</u>となる町会（行政区）数は、5年後の<u>令和12年には34町会</u>と、半数以上を占める予測となっております。
- 平川市の人口の年齢構成比率では、<u>老年人口（65歳以上）比率（＝高齢化率）が5年後の令和12年には36．8%と増加</u>し、生産年齢人口（15歳～64歳）比率が51．5%に減少することを考えますと、ますます町会運営が厳しくなることが想定されます。

● 町会加入世帯数と町会加入率（参考）の推移

● 限界集落（※２）の町会（行政区）数の推移

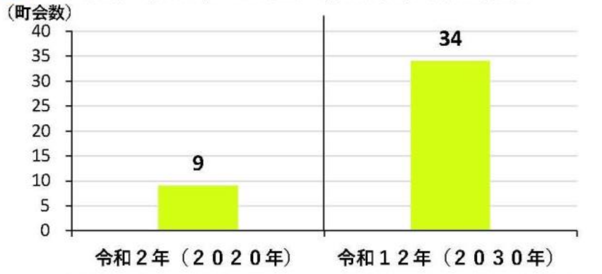

（※２）限界集落とは、過疎化によって、その集落の人口の５０%以上が６５歳を超え、コミュニティ機能の維持が困難と認められる集落をいう。

● 町会における加入世帯数の内訳

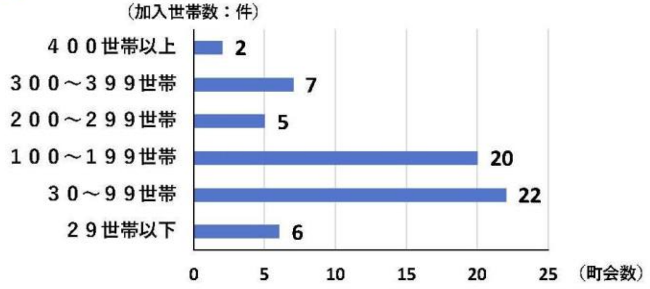

● 平川市の人口の年齢構成比率の推移

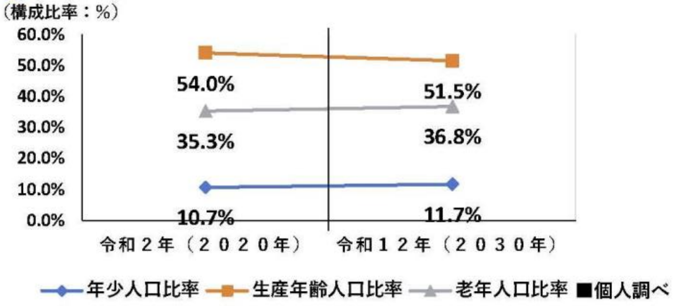

資料２

令和７年３月定例会 一般質問資料　葛西勇人作成

1　町会運営について（２）

- ➢ 町会活動を行ううえでの課題は、**「役員の成り手が不足している」が80.7%**と最も多く、次に「役員・会員の高齢化」となります。
- ➢ 課題解決のために必要なことは、**「地域住民の意識啓発」が50.9%**と最も多く、次に「若い世代への参加の働きかけ」となります。

● 町会活動を行ううえでの課題（複数回答可）

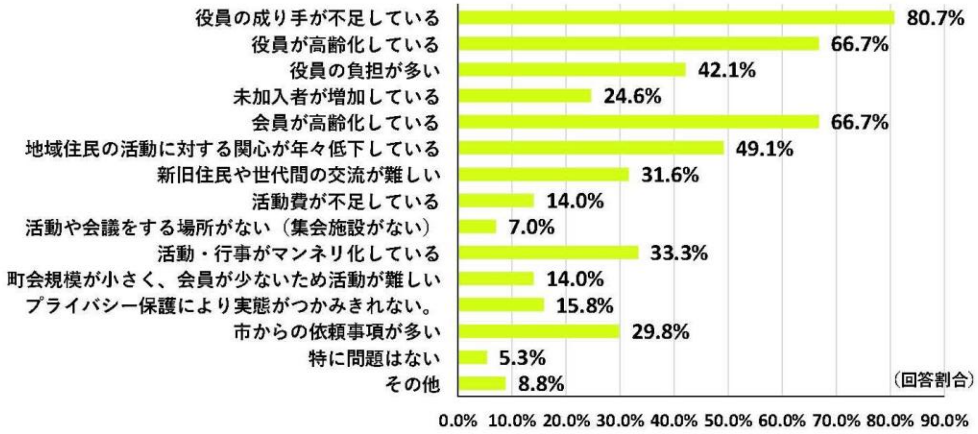

● 課題解決のために必要なこと（３つまで回答可）

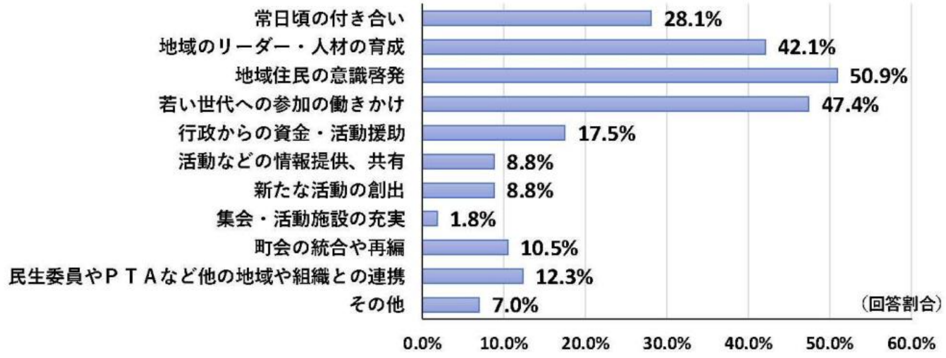

■参照　「令和５年度平川市町会アンケート集計結果」（平川市総務部総務課）を参照

● 一般世帯の町会費（年間）について

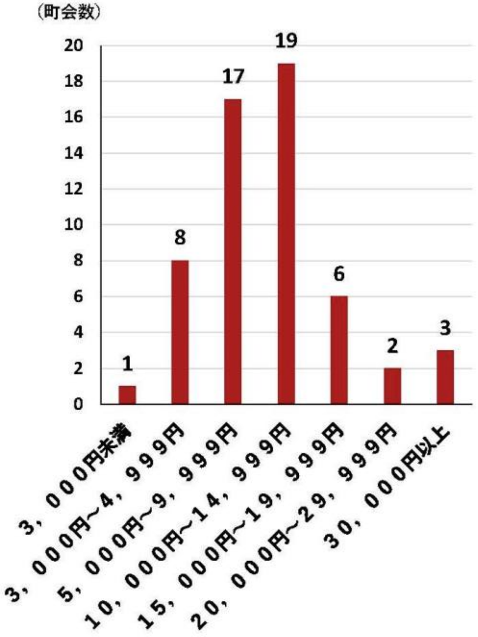

■ 最大：60,000円　■ 最小：1,800円
■ 平均：11,546円

※ ６町会については、連絡をとることができませんでした。
※ 町会ごとに建物や水道ポンプなどの維持や活動にかかる費用が異なるため、町会費にバラツキがみられました。
※ 中山間地域の町会で、町会費が高くなる傾向がありました。
※ 町会費と町会加入率の間には関係性が見られませんでした。

■個人調べ

資料３

令和７年３月定例会 一般質問資料　葛西勇人作成

２　地域運営組織（ＲＭＯ）について（１）

農山村地域の住民主体の地域づくりの変化Ⅰ

①“地域”の変化

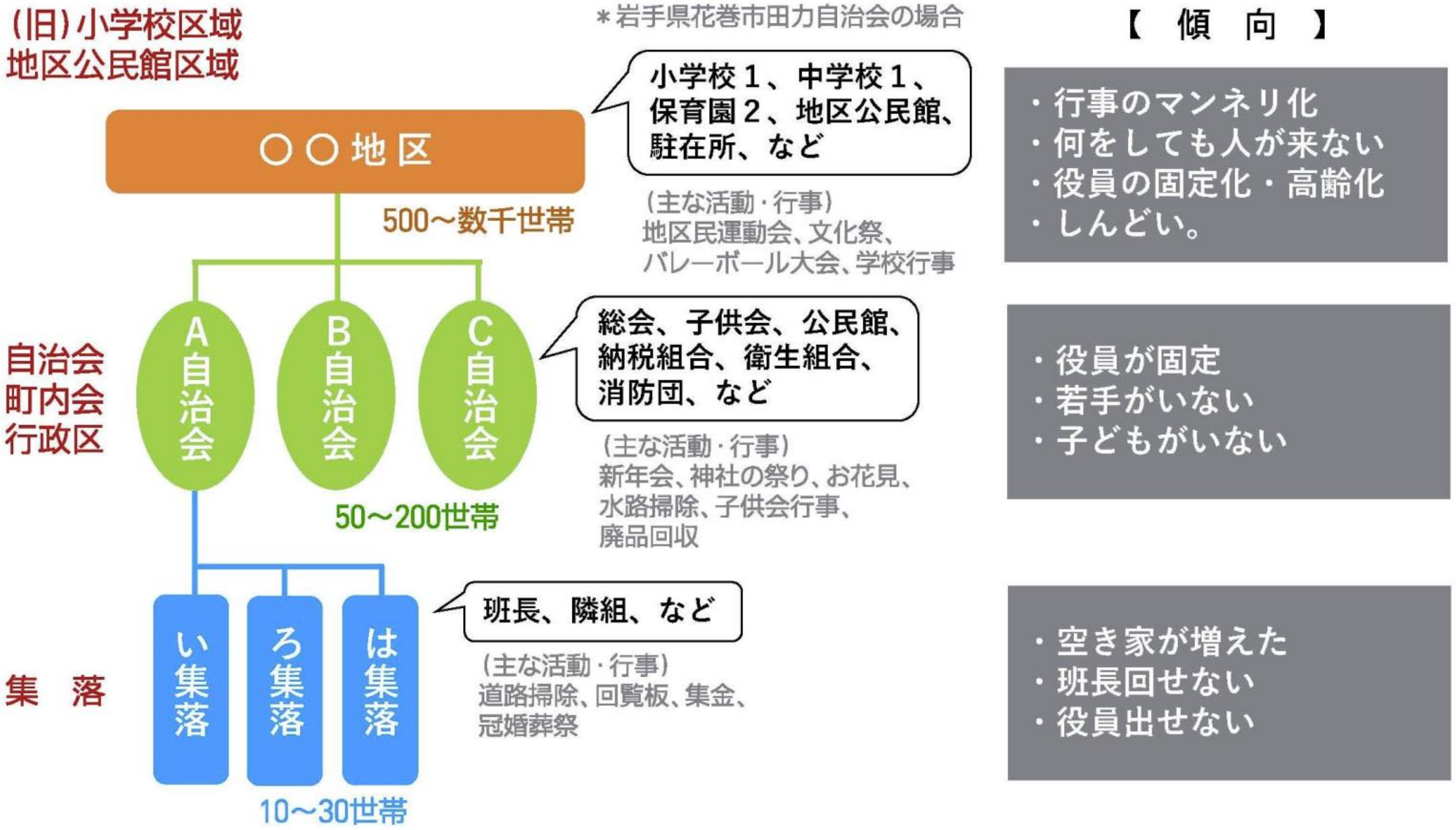

■参考資料　特定非営利活動法人　いわて地域づくり支援センター　常務理事　若菜千穂博士（農学）が、２０２３年１月２３日「農業・農村の多面的機能の持続的発展に向けた全国シンポジウム」で講演した資料を一部抜粋し編集

資料４

令和７年３月定例会 一般質問資料　葛西勇人作成

２　地域運営組織（ＲＭＯ）について（２）

農山村地域の住民主体の地域づくりの変化Ⅰ

②自治会・集落の縮小の過程

２００世帯以下 → ３０～１００世帯 → ３０世帯以下

行事・活動	困りごと
盆踊りがなくなる	**青年会**がなくなり、若者の組織的活動がなくなる。
敬老会がなくなる （統合される） 花壇づくりもなくなる	子供会が統合され、自治活動とのつながりがなくなる。 自治会以外の地域組織がなくなる （**老人会**、**婦人会**等）
総会の飲み会がなくなる 行事は草刈りのみ	班長が回せなくなる。 （数年で班長が回ってくる） **役員はほぼ固定化**される。

■ **やらなければいけないことだけやる組織になる**

楽しみがなくなる → 顔を合わせる機会が減る → 顔が見えない組織になる

■参考資料　特定非営利活動法人　いわて地域づくり支援センター　常務理事　若菜千穂博士（農学）が、２０２３年１月２３日「農業・農村の多面的機能の持続的発展に向けた全国シンポジウム」で講演した資料を一部抜粋し編集

資料５

令和７年３月定例会 一般質問資料　葛西勇人作成

2　地域運営組織（ＲＭＯ）について（３）

農山村地域の住民主体の地域づくりの変化Ⅰ

③地域運営組織（RMO）形成

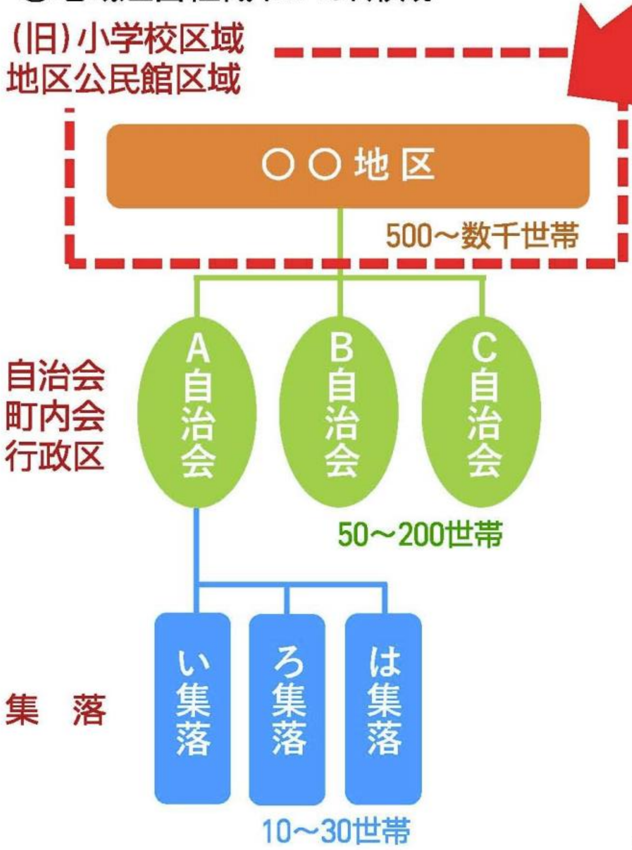

地域運営組織（RMO）形成！！

⇒ 様々な生活課題を解決することが期待される。
　自治会や集落の支援や補完機能も期待。

※ 地域運営組織とは、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織のこと

農山村地域の住民主体の地域づくりの変化Ⅱ

①地域おこしから地域づくりへ、そして地域運営へ

項目	地域おこし	地域づくり	地域運営
目的	地域の活性化 経済的な発展	暮らしの安心 生活課題の解決	生活サービスの 補完・提供
対象	地域外の人 都市住民	地元住民	地元住民 ＋関係人口（対流人口）
主な活動	特産品の開発 グリーンツーリズム等	有償ボランティア 防災マップ作り 見守り活動等	コミュニティビジネス （お店の運営、送迎サービス、除雪等）
備考	国土開発計画 （昭和３７年～）	国土形成計画 （平成２０年～）	国土のグランドデザイン ２０５０（平成２６年）

日本の経済成長が頭打ち
→地域開発競争が激化
→いくら取り組んでも、暮らしの安心につながらなかった。

くらしに必要な生活サービスが地域からなくなり始める。
→商店、病院、ATM、バス、タクシー、等

■参考資料　特定非営利活動法人　いわて地域づくり支援センター　常務理事　若菜千穂博士（農学）が、２０２３年１月２３日「農業・農村の多面的機能の持続的発展に向けた全国シンポジウム」で講演した資料を一部抜粋し編集

資料６

令和７年３月定例会 一般質問資料　葛西勇人作成

2　地域運営組織（ＲＭＯ）について（４）

地域づくりのはじめ方

③地域運営組織（RMO）形成の場合・・・複数集落、生活課題解決

■ ワークショップまでの道のりを丁寧に！

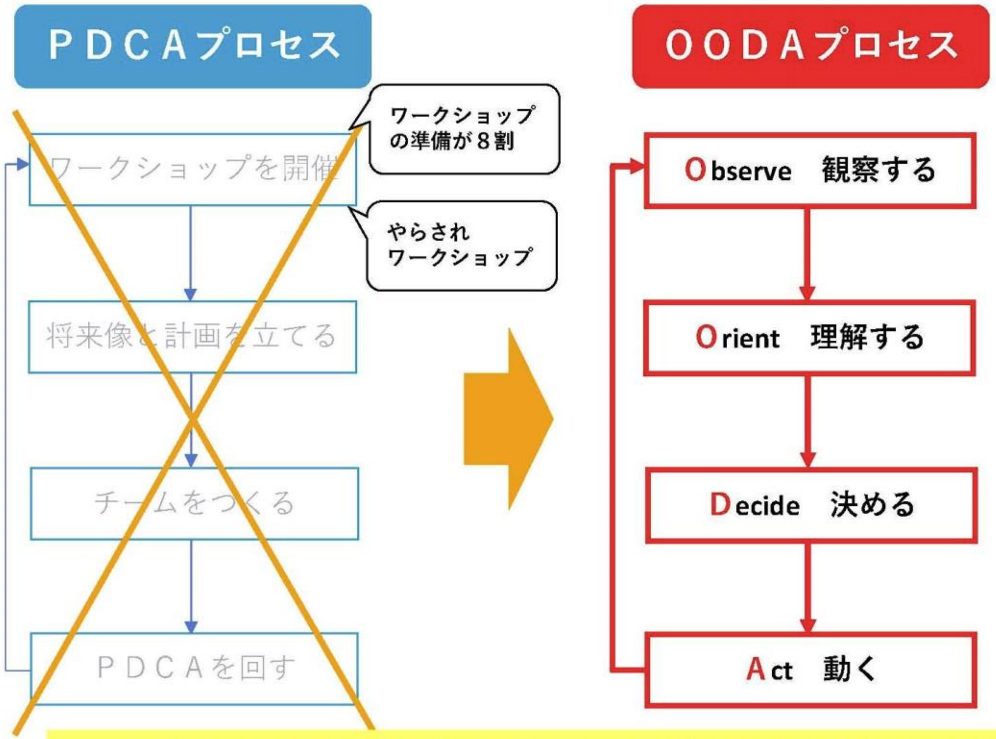

（※）ＯＯＤＡ（ウーダ）とは、変化の激しい状況において、迅速な意思決定や行動をおこなうことを目的としたフレームワークです。

- ➢自治会・団体ヒアリング
- ➢関係者分析
- ➢人口推計

- ➢進め方を決める・合意する。
- ➢集落点検ワークショップ
- ➢住民アンケートⅠ
- ➢事業・行事の整理

- ➢計画づくりワークショップ
- ➢住民アンケートⅡ

- ➢組織の改編
- ➢チームでの実践

（ポイント）事前の準備を丁寧にし、多様な主体の参加を目指すことが大事である！！

■参考資料　特定非営利活動法人　いわて地域づくり支援センター　常務理事　若菜千穂博士（農学）が、２０２３年１月２３日「農業・農村の多面的機能の持続的発展に向けた全国シンポジウム」で講演した資料を一部抜粋し編集